

平成27年第3回
笠置町議会定例会会議録
(第3号)

平成27年9月24日

京都府相楽郡笠置町議会

平成27年第3回（定例会）
笠置町議会 会議録（第3号）

招集年月日	平成27年9月24日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成27年9月24日 9時30分			議長	杉岡義信	
	閉 会	平成27年9月24日 15時04分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 1名
	1	田中良三	×	5	瀧口一弥	○	
	2	向出 健	○	6	西岡良祐	○	
	3	大倉 博	○	7	石田春子	○	
	4	西村典夫	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	町 長	松本 勇	○	建設産業 課 長	市田精志	○	
	参 与	田中義信	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長 兼 会 計 管 理 者	前田早知子	○	保健福祉 課 長	東 達広	○	
	企画観光 課 長	山本和宏	○	税住民課長	石川久仁洋	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	藤田利則	○	局長補佐	穂森美枝	○	
会 議 録 署 名 議 員	2 番	向 出 健		3 番	大 倉 博		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成27年第3回笠置町議会会議録

平成27年9月10日～平成27年9月24日 会期15日間

議 事 日 程 (第3号)

平成27年9月24日 午前9時30分開議

- 第1 一般質問
- 第2 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さんおはようございます。

ただいまから平成27年9月第3回笠置町議会定例会第3日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

田中良三議員が病気で入院中のため、欠席届が提出されていますので、御報告いたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

議長（杉岡義信君） 日程第1、一般質問を行います。

質問時間は議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので、申し添えます。

質問及び答弁は簡明にして、通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可されません。

5番議員、瀧口一弥君の発言を許します。

5番（瀧口一弥君） 5番議員、瀧口です。

おはようございます。それでは、一般質問をさせていただきます。

6月の議会で、私、府民公募型整備事業の質問をいたしました。締め切りが6月30日ということで、まだ20日間ほどございました。ということで、件数とか内容が全て把握できていないというお答えをいただきました。

たしか、前の答弁では、京都府の技術審査が8月中ごろにあり、事業委員会があり、各市町村に説明があるのは8月末ごろであるということをお答えいただきましたけれども、まず具体的な件数と内容の説明があるということなので、そのお答えをいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） おはようございます。

ただいまの瀧口議員の御質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。

今、瀧口議員がおっしゃっていただきましたとおり、平成27年度の府民公募型整備事業につきましては、6月30日を期限として募集されていたところでございます。その募集期間終了後でございますが、京都府により応募書類や現地の確認、それから技術審査等が行われた後、各市町村への説明が実施されるという予定でございました。

本年度につきましては、例年、先ほど瀧口議員がおっしゃっていただいたとおり、市町村への説明が8月の後半ぐらいなんです。今年度につきましては約1カ月ほど前倒しされま

して、笠置町への説明につきましては7月30日に行われたところでございます。

その説明の内容といたしましては、笠置町内で応募があったものにつきましての件数でございますが、審査件数12件に対しまして、実施すると判断されたものが11件、実施しないと判断されたものが1件でございました。

その後、8月10日に開催されました第1回事業委員会におきまして、笠置町審査分につきましては、先ほどの内容のままで正式な箇所決定が行われまして、その結果につきましては、京都府から直接、応募者の方に通知がされたというところでございます。

応募のありました主な内容でございますが、数件、重複したものもございまして、主なものといたしましては、国道163号のセンターラインなど路面標示の引き直しや白砂川、横川の堆積土砂のしゅんせつ、笠置公園線のガードレール設置、側溝のふたかけ、また、笠置山自然公園内における枯れ木の伐採などといった内容となっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。ありがとうございます。

12件あって11件がほぼ実施されるであろうと。

ところで、この前の答弁では、たしか、この回答は申請した個人、また各団体、そして、区等に返り、その内容も町に返ってくると。全ての審査の結果も町に返ってくるという答弁がございましたけれども、先ほどの市田さんのお話を聞くと、町には返っておると。それで、各個人、団体等にも返っておると理解してもよろしいんですかね。わかりました。

ところで、この事業整備のあれなんですけれども、個人的な事業等は含まれておりましたでしょうか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの御質問でございますが、あくまで公共事業ということでございますので、個人的な事業というものは含まれておりません。対象となっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 個人は含まれておらないと。

そこで、再度お聞きします。個人からの申請ということはございましたでしょうか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

応募そのものは個人様でもやっていただけます。ただし、中身につきましては、先ほども

申し上げましたとおり、道路を利用されている方とか、ふだん通っておられる、横で、河川等で身近に気がついた点、ちょっとした改修をすればいいんじゃないかというような提案を応募していただくというのが趣旨でございますので、応募そのものにつきましては、特段、団体であるとかということの要件はなく、一個人の方でも応募していただいて結構だというようなことになっております。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

それでは質問いたします。ただいま事業委員会をもって実施決定の辺までいっているということでしたけれども、これ、公募受付から完成まで11工程を経ているわけですけれども、11工程の中で、笠置町は12件申請して11件が実施の方向であるという回答をいただきましたけれども、今、11工程の中でどの辺まで進んでおるかわかりましたら答弁をお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

この府民公募型につきましては、あくまで小規模な小修繕等というものが対象となっておりますので、基本的には年度内に完成させたいという見込みのもとで京都府のほうも動いていただいております。

ただ、今、この11件に対しまして、おのおの中身なりトータル的にどの段階まで進んでいるかという部分につきましては、まだ把握はしておりませんが、順次、現地の確認なり、また設計、積算等必要なものにつきましては、京都府のほうで実施していただくというような手はずになっておるということでございます。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

まだどこまで進んでいるか、余り把握はできていないということですが、年度内に実施するということは、来年の4月までと考えてよろしいわけですね。

11件もあって年度内に何とかできるというめどが立ったらよろしいんですけども、これに関して府の事業ですので、町のほうは現地案内とか、各種団体等の調整とか、どの程度まで府とかかわって、その工事等にかかわっていかれるのかという、その辺は、どの程度までということ、ちょっとわかりやすく教えていただけませんか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） あくまで府民公募型ということで、京都府の管理施設の修繕改修等が必要になっておりますので、町がどの程度までかかわるかというようなお話でございますが、現地の案内等につきましては、要請がありましたら行かせていただきますけれども、基本的には、当然もう京都府の管理施設ということでございますので、そのような中身につきましては、町に確認せずとも京都府のほうでわかっているものが大半であると思います。

あと、同じくこの府民公募型というのは、基本的に余り用地等を新たに取得する必要がないものというものが主になっておりますので、用地の調査等についても、それほど町村が深くかかわるということは少ないかと思いますが、実際に施工するとなると、やはり、隣接者の方に一言お声かけなり何なりというものはしていく必要があるかと思っておりますので、例えば、そのようなときにどうこうしてほしいとかいうような中身がありましたら、その都度、要請内容に従いまして協力のほうをさせていただいているというようなことでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

今の答弁では、完成した後、まだちょっと足りない部分とかあったときは、町も何とか意見を取り入れて、もう一度申請するというようなことをおっしゃっていただきましたけれども、恐らく府民公募型事業ですので、住民、各種団体の方が全て満足されるような結果は出にくいと思います。また、そのときには町行政のほうも御指導よろしくお願い申し上げます。

そして、残りの不採択になった1件に関して、重要であるか重要でないか私はわかりませんが、町のほうで重要である、府のほうでは余り重要ではなくても町のほうで重要であると思われたときには、ぜひ次の要望事項に加えて、採案し、再提出するようにお願いしておきます。

続きまして、2つ目の質問、笠置町地域防災計画についての質問をさせていただきます。

第1部、第10章、防災ビジョン、第3節、防災施策の大綱の第2、行政と住民が一体になった防災対策の推進について質問いたします。

この中に5項目挙がっております。中枢組織体制、職員配備態勢、参集体制の整備。行政、住民、さらに企業を含めた情報ネットワークの構築。自主防災組織育成の積極的支援、援助。4番、ボランティア活動環境の整備。5番目に定期的な防災訓練の実施とありますが、まず、1番と2番について質問させていただきます。

1 番の中核組織体制ですね、これ。夜間、または終業後、及び道路通行困難のときの対応と参集場所の整備はどのようになっておるか、答弁をお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

瀧口議員の御質問ですが、地域防災計画の中で掲載しております分、第1項につきましては、職員の参集についての項目であります。1番、夜間、現在、参集体制といたしましては、災害が発生または予想される場合は、役場のほうで災害警戒本部をまず立ち上げます。これは、警報が出た場合には常時立ち上げるようにしているんですけども。その場合は、職員の動員を行っております。今の体制でいきますと、班体制をとっております。それは、夜間、終業後問わず、警報が発令された場合は全て出動となっております。大体、1班体制で参集はするんですけども、被害、台風の規模とかそういう、直撃されるとかいうと2班を動員したりということをやっております。

それから、道路の通行困難という場合は、よほど職員に危険が生じる場合は見合わせてもらって後ほどということもありますが、そうでない場合は全て警報が出た場合、呼びかけて参集してもらっています。

それから、参集場所につきましては、警戒本部は役場のほうに立ち上げますので、そちらに全て出ております。あとは、産業振興会館と笠置会館には職員1名ずつ、警報が出た場合、避難所ともなりますので、参集していただいております。笠置会館、それから産業振興会館につきましては、警報班とは別といたしまして職員が出てもらっていることになっております。

それから、2つ目の項目のほうですね。ネットワークというところですが、これはいろいろな団体での情報を共有するというところで書かせていただいております。周知の方法は、うちのほうは町で防災無線のほうが整備されておりますが、企業・民間・個人の方からの情報をいただくというところで、そういうネットワークとはなっておりますけれども、情報を共有するというところを目的に記載しているというところですよ。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

情報ネットワークのほうは、ちょっとまだ防災無線のほかに口コミ等でやるということですよけれども、なかなかこれも夜間、暗い、大雨のときは難しいように思われますけれども。

お尋ねしますけれども、停電時に防災無線は入りますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

非常時、役場のほうは非常電源がありますので防災無線の放送は可能ですし、各家庭に置いていただいている防災無線も、通常は電源はコンセントからとっていただいておりますが、乾電池での稼働もできるようになっておりますので停電時でも受信もしていただけますし、放送もこちらからもできるということになっています。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

はい、わかりました。乾電池が入っているので、停電時も大丈夫だというお答えでございました。

それでは、項の3番でございますが、自主防災組織育成の積極的支援、援助となっておりますが、これは端的に消防団のことですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

今の御質問ですけれども、自主防災組織は消防団とは別で、各地区で、例えば、各区さんのほうで立ち上げていただくというふうな形になっている防災組織になっています。消防団とは別の組織になります。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 自主防災組織は消防団ではないと。では、こういう組織は、今現存しておりますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

自主防災組織につきましては、現段階では町のほうでは組織されているということは聞いておりませんが、昨年度、各地区を回らせていただきまして、もう区の中でそういう組織をつくろうという動きもしていただいております。もちろん自主防災組織として立ち上げなくても、現段階で区としてそういう区長さん初め組長さんなりで自主的にやっているんやということもお伺いしておりますし、例えば、南部区さんでしたら、そういう動きで今されているようにも、立ち上げる方向での話も聞かせていただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

私は、てっきりこれ、消防団を指しているのかと思っておったんで、ちょっと質問の方向が変わるんですけども、ちょっと町長に次お答えいただきたいんですけどね。

これが自主防災組織が消防団として、平成26年度の消防予算ですね。これ、6,625万4,000円に補正で168万6,000円を足して、合計で6,794万円になっておりますが、うち、相楽中部消防組合分担金が5,590万8,000円ですね。町内の消防の予算は、消防施設費と水防費を含めて1,203万2,000円です。そのうち団員報酬が152万円。訓練等出動費が173万2,000円。計325万2,000円。これが、ほぼ消防団員の報酬というか、お礼というかそういうことになっていると思います。合計325万2,000円ですね。

これで、どうですかね、消防団全員の活動士気、上がると思いますか、それとも足らんと思われるか。もっとふやしたろと思っておられるのか。これ、町長どうですかね、ちょっと答弁お願いいたします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 瀧口議員の質問にお答えをさせていただきますが、消防団につきましては、団員の不足等、非常に各自治体ともに悩んでいるところであります。そういった中で、各消防団員の待遇改善については、各自治体ともにそれぞれに検討しているところでございます。

笠置町の352万2,000円ですか。この数字については高いか安いかはちょっとわかりませんが、我々といたしましたら、やはり、町民の守り神である消防団につきましては、いろいろな面で、このいろんな諸費のほかにも保険等も含めて、やはり消防団の方の待遇改善ということについては、今後とも前向きに取り組んでまいりたいと思っています。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

ありがとうございます。ぜひ、その面に関しては、ますます過疎になっていく町でございます。消防団員の団結を図るためにも前向きに取り組んでいただきたいと思います。

それでは、4番目なんですけれども、ボランティア活動環境の整備とございますが、すみません、私の記憶では昭和61年災害があったとき、消防団のOBまた女性消防団等をつくらうかという話もありました。そして、61年災害のときには、長期にわたって復旧活動、

復活活動をやりましたので、当時、婦人会というのがございまして、炊き出し等協力していただきました。

ところが、今は婦人会という組織はございませんね。災害が起きたときのそういうボランティア活動環境の整備というのは、長期にわたる場合、どういうふうな方向をこれから考えておられるのか、示していただいたらと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

今の瀧口議員さんのボランティアの関係の質問ですが、おっしゃったように、今現在、婦人会もございませんし、そういう団体もなかなか少なくなってきております。ただ、災害が起こると職員だけでは対応できるものでもございませんし、そういうボランティアの個人、それから、団体さんにも御協力をお願いすることになります。

8月5日ですけれども、町のほうは社会福祉協議会と、まずボランティア活動に関する協定を締結いたしまして、ボランティアセンターの設置、それから個人、団体のボランティアの受け入れにつきましては、社会福祉協議会のほうでお願いすることとなりました。現在、進めておりますのが、山城木津郵便局、笠置郵便局、それから京都の国道事務所さんとかと災害時の協定締結に向けて、今調整させていただいているところです。

災害が起きましたら、消防団のOB会という話もございましたけれども、京都府のほうでは、消防団のOBさんにつきましては、京都府のほうから呼びかけされているようなお話も伺っております。それが町のほうではまだそこまではしておりませんが、そういう組織ができましたら、うちのほうにも積極的にかかわっていただきたい。

それから、老人クラブさんにもお願いしないといけませんし、各区さんのほうでもボランティアに来られた方も入っていただくことになりますので、そういった感じの協力体制については進めていかせていただきたいと考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

私が消防団をやめたのが昭和62年なんですけれども、そのとき、恐らく、それから二、三年した後、杉岡さんが団長になっておられたと思うんですけれども、そのころに婦人消防隊を立ち上げようという話がしきりと出たように思うんですが、あれも行政の指導のもとに、恐らく京都府の消防協会あたりの指導のもとにせよというような要請があったんだと思いますけれども、実施までいきましたか、計画で終わったんですか。その辺の事情をちょっと、

わかりましたらお答え願えますでしょうか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） おはようございます。

それでは、ただいま、瀧口議員からいただきました婦人消防の関係の経過というんですか、そういう部分の質問でございます。申しわけございません。私も詳しいことは知りませんが、ただ、やるに当たって、瀧口議員も御指摘いただいたとおり、京都府、また消防団等々の連携も保たなければならないという点があったと思います。

そこで、経費的な部分もございましょうが、人的なものも果たしてどれぐらいの規模まで考えておられたかというの、私もはっきりとした事情は知りませんが、多分そういう段階で、その当時、立ち消えたかなというぐあいに考えております。

ただ、婦人消防につきましても、京都府でもやっておられるところのごくわずかでございまして、なかなか小規模町村では設立されていないというのが現状でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

わかりました。小規模町村では、なかなか婦人消防隊をつくるのは難しいと。

実は、私の家内もその消防団に入らへんかという話があったので、今、そういうことでございます。なかなか婦人の方にも消防……消火栓は女性の方でも取り扱えると思うんですけども、ポンプ車はちょっと無理やと思います。わかりました。

それでは、最後の定期的な防災訓練の実施と、こうなっておりますけれども、どの程度までやっておられるか、大変難しい質問でございますが、お答えよろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

瀧口議員の訓練についての件ですけれども、定期的にとすることはなかなかいかなくて、昨年度はデイサービスセンターを使って車椅子の方の避難について職員等の訓練はさせていただきました。

本年度につきましては、議会のほうでもちょっとお話しさせていただいていたんですけども、日程調整がなかなかうまくいかず、協力いただく消防団のほうとも11月に実施するという調整させていただいております。

今後につきましては、他の自治体さんのほうでは大きな災害も起こっていることもありま

すので定期的には開催させていただきたいなと思っておりますが、今回の内容につきましては、まだ今、これから細かく詰めていくというところとなっております。とりあえずは、11月に実施するというので本年度は決まりましたので、よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

災害には、水害、地震、火災、地震の場合、火災も含めてあると思いますけれども、主に何に備えて災害訓練を実施なさいますのか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

今回、11月に予定させていただいているのは地震を想定した訓練で、避難所となります産業振興会館までの避難経路の確認等をお願いしようと思っております。

各地区さんのほうでも一時避難所となります区の集会所のほうに一旦避難するというふうな、自宅から避難場所までの避難経路の確認などもお願いしようかなというところを考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

防災、避難する場所、私、ここに防災避難指定場所の一覧を持っているんですけども、まず、笠置小学校、中央公民館、笠置会館、切山総合センター、西部区集会所、東部区集会所、飛鳥路区集会所、産業振興会館、笠置町スマイルセンター、笠置保育所、笠置町老人福祉センター、笠置児童館、南部公民館、北部公民館、これだけの箇所がございますけれども、これ、地震を想定して、この避難場所、半分以上は非常に危険な場所ではないかと思われまます。特に、南部で申しましたら中央公民館。これはもう山を背負っていてむちゃくちゃ危ないと。

小学校、これなんかも裏は山、急峻な山ですよ。こうしたときに、非常にこの、一応、指定場所一覧に書いてあるんですけども、行政として、いざとなったときに認定というか、そこへ避難しなさいよと指定する場所が非常に難しいと思うんです。これで、何か調査して、ここやったら大丈夫やというような地域、1カ所、2カ所、3カ所でも、想定した場所、絶対安全ということは申し上げられないと思いますけれども、できるだけここやったらましやで、あそこよりましやでというところがあるんですけども。この申し上げました13カ所ですね、この中で比較的安全な場所を第1避難場所とするなり、そういう認定の仕方をした

ほうが、これ、全てこれで書き上げて、これでここへ行ったら大丈夫やというので、ちょっと危うい箇所がございますので、その辺の選定を町でしていただけたらいかかかと、こう思うんですけれども、どうでございますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） ただいま瀧口議員の質問でございますが、避難場所が完全かと言われましたら、笠置町全域、急峻な山を控えておりまして、どこが完璧かということはなかなかお答えすることはできないかと思えます。

しかし、比較的安全な、建物のしっかりした場所を選定しながら、その避難場所というのを選定しているように思います。南北の中央公民館にしましても、後ろに大きな山を控えています。災害の種類にもよってくると思うんです。産業会館が完璧かと言われれば、産業会館も水害の場合にはということ想定すれば完璧とは言えないだろう。いこいの館にしる、完璧とは言えないと思います。

しかし、それぞれの災害において、やっぱり避難場所というのはそれぞれに決めておかなければ、なかなか行動がとりにくいという、そういった面もあろうかと思えますので、私たちは現在の避難場所として決めておりますところは比較的安全であるということから決めさせていただいています。

実際の災害においてどうなのかということは、やはり、これからの避難訓練等で培っていかねばならないのではないかと、そんなふうに思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

避難訓練で培っていくと、そういうことも結構でございます。皆さん御存じのとおり、この避難場所の中にも結構危険やないかという箇所も含まれておりますので、できましたら避難場所のランクづけ等やっていただけたら、もう少し安全になるかと思われましますので、よろしく申し上げます。以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（杉岡義信君） これで瀧口一弥君の一般質問を終わります。

6番議員、西岡良祐君の発言を許します。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

私は、3項目について質問させていただきます。

まず、第1項目、地方創生の総合戦略についてであります。今、笠置町では、各種団体代

表と職員による笠置町創生委員会を発足させ、笠置町の生き残りをかけた総合戦略を検討中
であります。我々議会としましては、2回の会合を持ち、京都府におきましては、9月7日
に総合戦略をまとめられておりまして、府議会に提出されている現状であります。

そこで、お尋ねします。まず1点。笠置町の創生委員会は今までに何回開催され、そして、
どういう方向に主な創生事業等まとめようとされているのか、いつまでにそれをまとめる、
たしかこれ、9月ぐらいまでにはまとめたいという町長の話が出ておりましたけれども、そ
れの進捗状況について、まずお伺いします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員の創生委員会の件についての御質問、答えさせていただきます。

創生委員会は、現在までに3回、5月に第1回目の会議を開きまして、6月、8月と計
3回開いております。次回の第4回目は10月2日に開催する予定で、現在進めております。
その4回目の会議のときに、総合戦略の素案等を提示させていただく予定となっております
で、うちのほうの総合戦略なりができればというのとは11月ごろから12月初めにかけて
完成といいますか、させる予定で進めております。

中身といたしましては、府・国なりが提示しております4つの柱がありまして、地方に人
の流れ、それから、雇用の創出、子育てや出産しやすい環境づくり、地域づくりと4本の柱
がありまして、これに沿った形で町の戦略等もそこに加えていくということで、現在、業者
を交えて策定を進めているところです。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 西岡です。

3回やられて10月に4回目をやるということやけれども、その回数が多い、少ないは別
にしまして、一応、11月目途にまとめ上げるという予定で進んでおられるわけですか。

それから、今4点について主なあれを挙げられておられますけれども、その4点とも、一
応、絡めた事業を、4点の事業を予定すると、こういう理解でよろしいですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員の御質問ですけれども、4つの項目の事業というのではなく、その4つの項目に
合った現行の事業だったり、今後、笠置町が人口をふやしていくために必要な事業なり、対
策なりを講じていくというふうな形になっております。

大きなものとしたしましては、人の流れだったり、地域づくりだったりというところでは京都府と一体となった駅の再生プランというのもございますし、先行型でやっております、これから先行型事業で取り組む中で、駅のトイレの改修であったりというものは27年度に実施して、それをまた28年度、駅の新たな活用、再生についての取り組み、それから商工、空き店舗の活用等、そこらをその4つの項目に絡めて、その概要をつくっていくということで、雇用を創出するためにこの事業を行いますという、端的にそういうものではなく、対策をどのように講じていくかという中身になっております。

もちろん、雇用創出するためには人を呼び込むための企業誘致だったりと、そういう言葉は載せさせていただくようにはなるんですけども、この事業をやりますから人来てくださという内容ではないということをお理解いただきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 西岡です。

言っておられることはわかるけれども、もう12月になれば来年度の予算要求という時期にも来ますし、これ、一応、5カ年の総合戦略ということで国も府も動いているわけですから、今4点の主要項目を挙げておられるけれども、やっぱりどれか、人口増というやつに絞り込んでいくのか、その辺はどういう考えですか。4項目とも内容の入ったような総合戦略を考えるのか、その辺の絞り込みはどういう考えでおられるんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員の御質問ですが、おっしゃったように12月から当初予算、28年度の予算の編成も始まりますので、この総合戦略、それから、これから出てくるほかの事業とも絡めまして、年次の計画は必要かと思っております。

ただ、絞り込みといいますか、その4つの項目について、全て網羅した中で28年度はこの取り組みに、5年間で全て年次といいますか、5年間全ての年度で取り組むということもありますし、28年度に集中的にということもありますが、最終31年度にこれだけの人口増、それから、2040年の人口増に向けての取り組みを考えていくという戦略プランとなりますので、そこらはまた協議しながら年次計画は立てていく必要があるとは考えております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 西岡です。

一応、やっぱり今、笠置町は過疎で消滅するとまで言われているわけですから、人口増というのが、これが最低限度、一番今重要な問題じゃないかなと思います。そやから、それについて、やはり、どういうことをやっていったらええのか、その辺を多分今、検討してもらっているんだと思うんですけれどもね。そやから、何かやっぱり中心的に絞って行って、そういうまとめ方をしていってもらわないと、計画だけはするわ、また計画倒れで終わるといようなことではあきませんので、これもう今生き残りをかけているんやから、やっぱり人口増するにはどうしたらええかということで絞っていくような進め方をさせていただきたいと思います。

これ、府のほうの事業のまとめられたやつを見ている、総合戦略の主な事業というのが7項目ほど上がっていますけれども、これなんかも府としての事業なんで、ここで笠置町が該当するような項目いうたら、これ、最初に上げられている三世代同居、それから、近隣居住を促す融資や補助金制度、こういうことを考えておられるけれども、こういう、やはり府の事業と連携をとってうまく町の事業も考えていかないと、笠置町だけが勝手なことを向いていてもどうにもなりませんので、その辺の調整もよろしくお願ひしたいと思います。

それから、次、2点目に質問しますけれども、今、総合戦略を考えるに当たって、地域住民、町民ですね、この人たちの構想や意見、これを吸い上げる方策とかそういうことは考えてやっておられるんですか。どうですか。

一応、委員会のメンバーというのは各種団体の代表が出てきてくれていますけれども、その代表者の意見だけじゃなしに、代表の下におられる方々の意見もちゃんと上がってきているかどうか、その辺をちょっとお伺ひします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 現在の地方創生委員会のメンバーは、議員御指摘のように各種団体の代表者、それから、学識経験者、これは町内外の方もいらっしゃいます。ただ、各種団体の代表者の方が住民の皆さん方の声を十分に反映させていただいているかどうかということについては、かなり疑問の残る部分もあります。

しかし、我々といたしましたら、各種団体の代表者の方の声を十分に反映させていただくというところから始めてまいりたいと思っております。ただ、それだけでいいのかということ、実は、私自身も考えております。先ほど10月2日の創生委員会において、ある程度のまとまりができてまいりましたら、その段階以後において、住民の皆さん方からさらに意見を聴取できるような、お聞きをできるような、何か中間案がまとまった時点で、いわゆる

パブリックコメントというんですか、そういったことがもしできるとするならば、時間的な余裕があるとするならば、私は有効ではないかなという思いを持っております。

この町、人、仕事、この事業については、やはり、我々行政だけのものではなく、住民の皆さん方の声を反映していくというのが大前提であろうと思いますので、私はできるだけ住民の皆さん方の声を聞けるような、そういった方策をもっと考えていく必要があるのではないかなと、そんなふうにも思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） はい、今、町長がちょっと中間のまとめをできて、それからまた住民の意見を反映していくということをおっしゃっていますので、ひとつ、その辺よろしく願いしておきます。

それから、もう1点、ちょっと聞かせてもらいたいですけれども、笠置町の職員の今、平均年齢は何歳になっているか知りませんが、南山城村なんかは若い職員の方たちで村の活性化を図っていかうということでサークルを持って活動されておられます。笠置町の職員の若い人の意見というのは、今回のこの総合戦略の中へ吸い上げておられますか。どうですか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま西岡議員のほうから、若手職員等の意見も反映させているかどうかということです。実は、当町では庁舎内に地方創生のプロジェクトチームをつくっております。まずは、担当課長が第一段階、それで第二段階に各課の中堅層の職員を実働部隊というんですか、実際、動いていただくという部分でそういうプロジェクトチームをつくっています。

その中で、当然、各課に持って帰った中で、各課の職員の意見を反映したものをプロジェクトチームの中へ出して、それをできるものについては肉づけをしていっているような状況でございます。小規模町村が非常に職員数が少ない中で、今回、地方創生という仕事については、非常にボリュームがございまして、1つの課、2つの課だけじゃなしに全庁的に取り組もうということで、先ほど申し上げた形態で現在進めているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 西岡です。

プロジェクトも組んでやっておられるということで、これはよろしく申し上げます。特に、

若い職員の方は町外の人が多いですわね。そやから、今、若い考えで、それでいて町外に住んでおられて、笠置町を見ておられるわけやから、その辺のどうしたらええかという意見は、若い職員の方はもっと持っておられると思うんですよ。中で住んでいる者以外の考えでね。そやから、その辺を有効にやはり吸い上げてもらって、活動してもらおうように持っていったらいいと思います。よろしく願いしておきます。

それから、次、3点目は、平成23年3月、第3次笠置町総合計画というのは、10年間の計画ということで立てられてきておるわけですけども、この総合計画の中には、当然今考えている5年間の総合戦略の構想がたくさん含まれているわけですよ。これも各地域の代表者に集まってもらって、この総合計画をつくり上げたわけですので、そういう総合計画との整合性というのも考えてやっておられるのか、その辺ちょっとお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） ただいま西岡議員の第3次総合計画との整合性ということでございますが、第3回目の創生委員会にも、委員の中からもこの話が出てまいりました。やはり、柱になるのが町の挙げております総合計画が中心になります。この総合計画を中心としながら、いろいろこれに枝葉をつけて、これからの地方創生の事業を進めていくということになるかと思っております。

やはり、一番大きな計画というのは、第3次笠置町の総合計画が中心となってまいるのでございます。こういったところで、いろいろこれから笠置町にとって具体的ないろんな事業がこの第3次総合計画とどういうふうにマッチングさせていくかというのも創生委員会の一つの大きな役割であろうと私は思っております。

そういった面から、笠置町第3次総合計画というのが、あくまでも中心になっているんだということだけ御説明を申し上げたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 西岡です。

一応、総合計画も十分考慮されているということで安心しました。これ、やっぱり計画というのは立てただけではあかんで、やはり、ちゃんと完成、最後までできらんとあかんで、できるだけそういう形で実施計画を密にやっていっていただきたいと。

最後にちょっと1点聞くんですけども、この地域住民のそういう意見を吸い上げるという形の中で、私は、これ個人名は控えますけれども、ある方からこの笠置町こうしていったらええなあという構想を持ってるねんということで、お話を聞かせていただきました。なる

ほど私も聞いたんですけれども、いろんな笠置町の各地区の構想を説明していただきました。例を挙げますと、観光で生きると町長も言うておられるので、この七曲りの、今もう使われない道路になっていますけれども、景観からいえば、かなりあれは宝やと思います。そよから、あの辺を有効に活用していく手だては、やはり必要ではないのかとか。あるいは、切山地区の、町長はワイナリーの構想も今持っておられますけれども、あそこの雲海の見える里としての有効活用等図っていったらどうかとか、そういう大きい夢のような構想を持って、ちゃんと笠置町の地図にもここをこういうふうにする、そういうものをつくってやってられる方があったんですわ。

これは、私は町長にも言うたと思うんですけれども、参与にも、課長にも言うた思うんやけれども、こういう人の意見をやはり創生委員会の中へでも一回来てもらって、話だけでもしてもうたら、私は物すごく明るい雰囲気が出るんじゃないかなと思って、一応、そういうお話を考えてくれと言うてたことあったと思うんですけれども、それについてどうなんですか。町長、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 笠置町の現状を踏まえて、いろいろ笠置町の振興策を意見いただいているのも、私もお話をお聞きしたこともございます。

しかし、その一つ一つの事業名で御説明をいただきました。例えば、現在、西岡議員がおっしゃいました七曲りの利用等についても、過去において議員の皆さん方からその利用をどうだということで、何回も御質問をいただいております。これにつきましても、やはり問題は、いわゆる安全の問題が出てこようかとも思います。この安全が確保されることであるとするならば、私も非常に景観のいいところですので、いいのではないかな。ただ、七曲りについては、歩いていらっしゃる方もあるようでございますが、非常に危険であるという、通行どめということをやらせていただいております。

そういったことも踏まえて、その一つ一つをこれから検討する必要もあるのではないかな。特に、今おっしゃいました雲海のこの景観というのは、季節にもよるわけでございますが、非常にいいものであると私も考えております。そういったことも踏まえて、いろいろと具体的な案を一つ一つ、全部が全部とはいかんとは思います、一つ一つ検討する必要があるのではないかなと思いますので、そういったいろいろ経験のある方からもいろいろ御意見を拝聴してまいりたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6 番（西岡良祐君） ひとつ、やはりそういう町民からの意見を聞くというだけでも、やっぱり町民の人もまた、聞いてもらえたと。ちょっとでも自分の声が行政に生かされたらということで活性化が図っていけるといいますので、何ぼ言うても何もしてくれよらへんわというふうになってしまったら、もう行政としても暗い形になりますので、その辺、ひとつ町長よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。第2項、駅再生による地域活性化についてであります。

この問題は、京都府のほうで人口減少に悩む地域で、利用者の少ない鉄道駅を活気あふれる地域の拠点にするための再生計画づくりに乗り出したということでもあります。これも同じように鉄道事業者も含めて検討委員会を発足されております。それで、その中で、まず、再生の駅の候補として京都府北部で3駅、JRの和知駅とか、それから丹後由良とかありましたけれども、その中で、京都府南部で笠置駅というのが挙がっておるわけですよ。これ、京都府が笠置の駅を再生計画していこうということで、これ計画されているわけやから、この辺の問題に対して笠置町としてはどういう対応をされているのか。町長、これ、今どういう状況になっているんですか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの西岡議員の質問にお答えいたします。

議員も御指摘いただきましたとおり、今回、駅再生計画ということで京都府のほうで7月に検討委員会を発足されました。それは、学識経験者、また鉄道事業者等で検討委員会が発足された後、当町としましては、直接委員会の席じゃなしにオブザーバーという形でその会合にも出席させていただいております。

その中で、当町としてどのようなことをやっぱり府と連携を保ちながらやっていくかということになれば、京都府もただ駅を改修するだけじゃなしに、議員も言っていたとおり、地域の活性化、にぎわいづくりの駅という観点から、その周辺について当町としてはどのように考えているかという部分がございます。

それぞれの区、町がそれぞれの駅周辺のプランを出した中で、平成28年度に向けて、京都府が予算化するということで、現在、その協議を京都府並びに鉄道事業者と笠置町が行っているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6 番（西岡良祐君） 西岡です。

この新聞の報道で私は知ったんですけども、検討委員会は4回程度開催し、8月下旬に

中間案をまたまとめるということで、11月にはプランの策定を目指すということに出ております。そして、必要に応じて地域住民や地元自治体を招いた駅ごとの会合も開く予定だということを書かれていますけれども、これ、この会合は何回かあったんですか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） お答えいたします。会合は、たしか2回ほど京都府並びに鉄道事業者と笠置町の中で産業振興会館並びにその辺の周辺を歩いた中で、会議を開催させていただいております。

ただ、11月を目途ということでございますけれども、先ほど話がありました北部、丹後由良、和知、久美浜よりも、どうも笠置町のほうがちょっと一歩先に進んでいるということは聞いております。ただ、あくまで目途は11月ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、平成28年度の府の予算ですので、若干ずれ込む可能性はあるかなというぐあい思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 西岡です。

これ、府の事業ですけれども、予算は大体、枠あるんですか、これ。どういうことを、どういうふうなんやったらやってもらえるとか、そういう、何か枠みたいなものはありますか。

というのは、これ、笠置町も単独で駅のトイレの改修とか、そういうものを駅前の整備事業で考えてますやろ。そのこともあるし、以前から駅の利用者の線路内の通行、あれは問題になっていますわね。それから、ある議員が議会でも言うたけれども、あの栈橋にエレベーターをつけてくれというような要望も上がりましたわな。

そういうことをこの際、こういうことでやってくれるんやったらね、駅周辺全体を整備してもらえるんやったら、そういうものを今この機会にやっぱり府のほうへ要望して、積極的に要望していかないとあかんと思うんですけれども。その辺どうですか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの質問にお答えします。

京都府が予算枠というんですか、どれぐらいまでできるかということでございます。

これは多分京都府の予算としましては、今回の地方創生の部分での財源が有効的に活用されるかなと思います。ただ、改修するに当たって、先ほど申し上げました鉄道事業者もその中に入っているということは、ある一定、鉄道事業者として、ここはしてもらっては困ります、こういうことはできませんというのをはっきり言っておられます。

例えば、笠置駅の場合でしたら、主体構造部はもう改修はできない。要は中、間仕切りを例えば取ったり、それと駅の待合室でしたら、形はそのままそこへ何らかのものを駅ナカで改修する。例えばです。観光案内とか物産品とか。そういう部分であれば協議はできる。だから、そういう改修費用を京都府の方がどれぐらいかかるかということを出した中で予算要望されると思います。

それと、駅トイレの改修につきましては、これは先ほど総務課長も話あったとおり、今年の先行型事業として、これは笠置町で順次進めているところでございます。

それと、駅の線路内通行でございます。これもJRのほうははっきりだめと言っておりますので、その駅のところを、線路を渡るということは絶対無理ですので、それはJRのほうからお答えはいただいております。

それと、非常に階段がきついということで、確かにそのように思いますけれども、これもあれを撤去するということはJRのほうは今の段階ではちょっと非常に厳しいかなというぐあいだと思います。あれをもし潰すとなったら、架線等々のいろんな部分がございますので、その辺の部分を踏まえて、やっぱりできる範囲とできない部分、大規模までは多分できないと思います。あくまで改修、中の改修することによって、地域の活性化を生み出そうという観点かなというぐあいには思っているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 西岡です。

こういう、せっかく府がやってくれてんねけれども、その辺の枠ですね、どの辺までのことをやってくれるのか。私は、今言うたやつ以外に、今、河川敷の公園、笠置としては観光は河川敷の公園が今一番にぎわっています。あそこへ行く通行路の道というのは、鉄橋の下を通っていく狭い狭い危ない危険な道路です。この間の連休でも道は混雑するし、そやから、あの辺の事業者も入っとなねから、その辺の道を広げるとか、鉄橋の下をもうちょっと広げさせてもらえとか、そういう話までいけないのかなと、私は個人的に思っているねんけれども。その辺の問題はどうですか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの質問にお答えします。

西岡議員が御指摘いただきましたキャンプ場へのそういう進入というんですか、そういう道等については意見としてお伺いし、我々としましても、京都府並びに鉄道事業者で次の協議のところには話はさせていただきたいと思っています。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6 番（西岡良祐君） 西岡です。

できるかどうかはあれやけれども、やっぱり要望、意見としては、笠置町としてこういうふうにはやはりやっていきたいんやと。あの河川敷と駅をつなぐと。それでキャンプ場へも車ばかりじゃなしに列車で来てもキャンプできるというような形をとったら、列車の客の動員にもなるし、そういうこともやっぱり意見として出してくださいよ。これ、事業者も入るとんねからね。よろしくをお願いします。

それから、もう 1 点、3 点目は、そういう問題はあるとして、次は、その列車ダイヤの利便性。この辺をやっぱりもっと改善していってもらったらええのちゃうかなと。一応、電化促進協議会等でもそういう話はやってもらっていますけれども、なかなかうまくいっていないというような現状です。もう今さら電化にせえとか、そんなん言うたって、それこそやってくれませんか、なかなか。こっちが全部、全て財政面で持つんやったら別にして。そんなことよりも、せめて今の列車の利便性を考えて。

というのは、加茂でちゃんと連絡さえあったら、私も大阪へ何十年と通いましたけれども、そう苦にはならないと。それに合わせて帰ってきてええのやから。そやから、そういう加茂での連絡をよくするというのと、それから、JR でいうたら大阪の環状線の駅ぐらいには、関西線のその連絡があるかないかというような列車ダイヤの表示をちゃんとやってもらうというようなことにしたら、これ、観光客にしてもそう苦情は出ないし、便宜が図れると思いますんで、その辺の内容も、ちょっとこれ要望してほしいと思うんですよ。活性化するのにな。施設の大きい改修は無理やとか、そんなん言うとなら、こういうことで、その利便性を図っていくように検討してもらわんとあかんと思うので、そういう意見もぜひ出してください。どういう回答になるかどうか知りませんが、よろしくをお願いします。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの質問にお答えいたします。

ダイヤの利便性を図るという部分での要望でございます。確かに、各種団体でも要望を今、しておりますし、引き続いて要望活動は行っていきたいと思っております。また、今回のそういう戦略プランの中で、話は話として、そういうぐあいに JR の鉄道事業者も来られると思っておりますので、話はさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6 番（西岡良祐君） ひとつよろしく願いしておきます。

それでは、3項目めの質問に移ります。

3項目めは災害ボランティアセンターの設置についてであります。先ほど瀧口議員のほうでもボランティアセンターの件は出ておりましたけれども、私は、これ8月5日に社会福祉協議会と協定書を締結されております。この中で、災害ボランティアセンターの設置場所は産業振興会館となっております。これはいろんな面、駐車場、そういうことから考えても適した場所であるかなと私も思っておるんです。

その中で、災害対策本部というのは、どうしてもやっぱり役場の中に置かれると思います。この災害対策本部とボランティアセンターとの連絡系統ですね。これ、やはり、災害ボランティアセンターいうたら、ボランティアの方をたくさん引き受けて、その人をどこへボランティアに配置するかとか、これ、物すごく複雑な仕事です。これ、社会福祉協議会だけでやっていける体制をちゃんと考えているのかどうか、私、あれですけれども。

そやから、本部との連絡回線というのは、これ絶対必要です。今、産業振興会館の電話回線いうたら何回線あるのかな。包括支援センターもいったし、包括支援センターは今、電話何回線引っ張っているのか、2回線ほどやと思いますけれども。これ、3回線か4回線しかないのと違うかなと思うんですね。それをどういう体制でとっていかうとされているのか。これ、協定書の中には「非常時に備えたネットワークを関係機関等で整備するものとする」ということはうたっているけれども、どういう回線系統に整備しようとしているのか、その辺ちょっと聞かせてください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員さんのほうからおっしゃっていただいたとおり、産業振興会館は駐車場もありますし、避難所の施設にもなっておりますし、ボランティアさんの受け入れはしやすい場所と思っております、産業振興会館に設置することといたしております。

連絡体制につきましては、既存の電話、ファクスにつきましては、産業振興会館1本、包括支援センターにも電話回線2本とファクスがございますし、まずはそれを使いますが、今後その情報の共有なり、こちらとのやりとりにつきましては、そういった電話、ファクスの回線以外にも連絡を主としてしていただける方の、例えば、携帯を使うとか、防災無線機でのやりとりということも考えながら、どうすれば情報の漏れ、落ちがないかということを考えながら、つくっていききたいと考えています。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 今、それじゃ3回線ですか、あそこへ電話回線入っているのは。それで、2回線は包括支援センター、どうせボランティアセンターを設置されたら、事務所というか、そういうセンターの拠点は第一会議室か何かで考えておられるわけ。そこへ電話を持っていかなあかんわな。その辺のことも考えておられますか。

それと、包括支援センターに2回線、それでファクスはこれは番号別ですか。同じ番号ちゃうの、電話と。そんなんやったら、回線ふくそうするで。ファクス使とったら使えへんということになるやろ。そやから、そんなんでは到底、これ連絡とれへんわよ。

それで、防災無線は双方向で話できるんですか。その辺どうですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

おっしゃったように、ファクスにつきましては電話回線と同じのを使っていますので一緒になる可能性が高いので、そこらは注意しながらなんですけれども、会議室につきましては内線の電話も引っ張ってありますので、それは使えます。

それから、防災無線というのは無線機ですね、ハンディの無線機がそれぞれ使える状態、役場、それから、ハンディの無線機が消防団に持っていたり、消防団用のもありますし、町用のもありますので、それを向こうに置くなり、そういう担当間での携帯電話というものを想定しています。

役場から住民さん、各戸別無線機とする防災無線ではないんです。電話機のような小型の無線機がありますので、それを考えています。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 一応、携帯電話が使われるのは今の時代やからあれやけれども、その番号とかそういうものはちゃんと連絡体制表か何かに明示までしてやるようにしてもらいたいと、そう思います。

それで、この間ちょっと敬老会のおきにも産業振興会館へ行ったけれども、前に大倉議員も意見を出しとったけれども、観光笠置、あれ一緒に部屋に入ってやってくれているということで、私も部屋を貸すとかそういうやつはやむを得んかなと。一緒に観光をやっていくんやからええと思うんやけれども、電話回線は、やはり観光笠置と産業振興会館の電話を分けるべきやと思いますけれども、町長、どうですか、これは。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 観光笠置の電話でございますが、やはり、別にすべきだと思います。やっぱり、その話の内容、それから料金体系等も含めて、私は別にすべきだと思います。

ただ、これから少し、先ほども出ておりました駅の改造云々というのは、事務局サイドで今検討している最中です。私もどこまでどういう話が進んでいるのか、ちょっとつかみ切っておりませんが、やはりそういったことも含めて、今後は考えていく必要があるのではないかなと、こんなふうに思います。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6 番（西岡良祐君） そういうことで、やっぱり分けていただいたほうがええ。というのは、この間行っていたときも、あれ、今、親子電話になっとるんかな。企画課長、あそこは親子電話にしたんか、あれ。ほんだらね、あそこのキャンプ場が今、満員かどうかとかという問い合わせが物すごく入ってきよるねん、あそこへ。そしたら、あれ連休なんかやったら、特にそうやったんちゃうかなと思うねん。今から行っても入れるかとか、そういうので物すごくかかってきてると思うねん。それを全部とらんなんわけやろ、あれ。

それで、西浦さんも常時あそこ、あれはどうなっとるのか知らんけれども、常時いてるのか、あれ。土日もおるのかいな、あれ。観光笠置は。

観光笠置は、土日はあそこへ勤務しているんですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼します。

観光笠置の土日の出勤ということですが、土日出勤はされております。

それで、産業振興会館が一応月曜日休館日となっておるので、その休館日の日に休まれているというふうに聞いています。そういう形になっております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6 番（西岡良祐君） はい、わかりました。そういうことなんで、町長おっしゃったように、やはり、最終的には分けるように検討してください。これ、災害ボランティアセンターもできることやし、到底そういうことやとったらおっつかないと思いますので、ひとつよろしくお願いしておきます。以上で、私の質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで西岡良祐君の一般質問を終わります。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時06分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

7番議員、石田春子さんの発言を許します。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

私もちょっと3点ほど質問いたします。

マイナンバーについて、住民の説明の考えはありますか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

マイナンバーにつきましての住民説明への御質問でございますが、初めに、これまでのマイナンバー制度の広報の経過についてから御説明させていただきます。

国では、内閣府を中心に、本年10月からのマイナンバーの通知や、平成28年からの番号利用開始に向けて、広報活動としましては、本年3月のホームページによる情報提供や、政府広報のテレビ、CMなどが随時放送されているところでございます。また、新聞広報や各種雑誌にも掲載されるとともに、3月29日には、全国各紙で新聞折り込み広告が配布されたところでございます。

町といたしましても、昨年の広報れんけい11月号の地域情報で制度の概要を掲載し、役場庁舎内におきましては、ポスターの掲示と窓口にリーフレット等を配置するなどして周知に努めてまいりました。また、この9月の広報れんけいにおきまして、2ページにわたる特集を掲載いたしまして、あわせて政府広報パンフレット「いよいよマイナンバーが始まります」を全戸配布させていただいたところでございます。町といたしましては、国や府の広報計画、手順に基づき啓発を行い、住民の皆様マイナンバーについてお知らせしていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） はい、わかりました。私も広告をよく見ておりますけれども、またその時点でまた保安の説明をしていただいたら結構です。

保安対策について、それからでも結構ですか。実は、前にもパソコンの事件がありましたわね。そのときも私、ちょっと聞いたら、今先ほど聞いたら、もう警察のほうに報告していると言うて聞きましたけれども、報告してないと聞きましたので、だから、やっぱりそういうことをパソコンにしても安くもないから、ちゃんと報告して、きちんと報告していただきたいと思ひまして、マイナンバーの件に対しても生年月日から名前もみんな載るから、丁寧に、しっかりと説明していただきたいと思ひますので、そのときにはよろしく願ひします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長、今の答弁。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

先日の2日目の特定個人情報保護条例の制定の際にも少し御説明させていただきましたが、マイナンバー、番号の入っているものは、基幹系の業務で使っているもので、単独の操作で、事務で使うこととしています。それぞれの職員が使っているパソコンなり、ほかの業務とは連携はしていませんので、マイナンバーを含む個人情報というのは流れないようにしております。そのセキュリティにつきましては、今回さらに厳しい取り扱いにもなっておりますので、職員のほうにも十分注意をするようにも研修もさせていただきますし、今後もそのようなことがないように注意して行っていきたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） ありがとうございます。

それで、パソコンにも流れないということで、大丈夫と思いますけれども、やはりキャッシュカードと同じ、前にも言いましたけれども、生年月日から名前から載るからしっかり保管するように言っていたらよいと思いますので。

次に、いこいの館の件についてに移ります。

一般質問は9月10日に出しておりますので、食の部門と営業がおくれているということでしたけれども、10日に出して9日間の間に19日から再開されましたということでしたが、はっきりちょっと説明願います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） いこいの館の食の部門の営業がおくれている原因ということでございます。私は8月1日からできるだけ早くに営業を開始してほしいということで、かなりやかましく言うておりました。ところが問題は、保健所の立ち入りというんですか、これが実はおくれてまいりまして、下の喫茶が8月24日から営業を開始することができました。上の2階のほうは9月18日に営業許可が出てきまして、19日から営業を開始したということでございます。そういったことで、御利用いただく皆さん方には、大変御不便をおかけいたしました。申しわけないと思っておりますが、そういったことで営業許可の関係でおくれたことをおわび申し上げたいと思います。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） はい、7番、石田です。

19日からというたってまだ四、五日にしかなっていませんけれども、町長も見に行かれ

たんですか。

前の経営者のときも、3年契約で2年しかたっていないのにやめられましたわね。やはり営業が大事ですよ。我々ゲートボールに行っても、何回も、一回も食堂のほうから食事のことも聞いたことありませんし、だからリバーサイドのほうに食べに行かれるお方も多かったと思います。また、今は1年契約だそうですけども、住民の方にも、私はほかの1年契約だそうですけども、いろいろ8カ所から9カ所から来ておられるということで、年間1,000万くれとか、いろいろ言うて、今の経営者は少し赤字でも辛抱していくということでやってきてくれているそうですけども、1年と言えはすぐにたちますので、またほかの面でもいろいろ考えていかれたらどうかと思いますけれども、町長どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） ただいま、石田議員の質問でございますが、食の部門をやっている業者の方も民間業者の方であります。仕事でやる以上、やはりもうけなければ営業が成り立っていかないという、これは基本であろうと思いますので、大きくもうけるというようなことはちょっと無理かとも思いますが、やはりもうけていただければ続いていかないという、これもまた商売の基本であろうと思いますので、できるだけ長く続けられるような方策をお願い申し上げていきたいと思っております。何か違う方法を考えたらどうですかということでございますが、いこいの館の他の目的に変えていくという利用方法を考えたらどうかという御質問でございますか。はい。私はかねてからいこいの館のいろんな利用方法があるのではないかとことを申し上げておりましたが、やはり現在の入浴の部分、食の部門を通じた飲食業務をやっていくのが、入浴と飲食部門をやっていくのが一番ベターであろうということで皆さん方にも御相談を申し上げたところでございます。しかし、今後におきまして福祉部門であるとか、いろんなところで利用することができるとするならば、私は考える必要があるのではないかと。これはあくまでも今後の課題として、私は考えていきたいと考えております。ただ問題は、現在の建物自体がほかの目的に合うかどうか、改造ができるかどうか、そういったことが一番大きな問題となってくるのではないかなと思っておりますが、そういったことも含めて今後の課題とさせていただきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

前にも私は言いましたけれども、老人ホームをと言って、改造したらどうですかと言いましたけれども、やはり年数も年数ですし、予算が要りますので、そういうことはちょっと無

理かと思えますけれども、町民の皆様にも、またよい案があれば教えていただいて、ほかの今、町長おっしゃったように福祉部門とか、いろいろな件で、皆さんで考えていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

そして次にもう移ります。

3点目については高山ダムの放流、ダムからの放流について住民に対する周知について、防災無線等では耳の聞こえない人がわからないので、また、「どこどこで何トン出しますよ」ということを車ででも、何度もこういうことはございませぬので、車ででも放送して回っていただいたらどうかと思いますが、いかがですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

石田議員の御質問をお答えさせていただきます。

放流につきましては、ダムがそれぞれサイレンを鳴らしています。町内に何か所かサイレンも設置してあります。木津川の笠置大橋の近くの電光掲示板のほうにもあそこからも放流がありますというメッセージも流れるようになっていまして、何トン放流しますというのは、ダムから役場のほうには放流連絡として、放流の際にはあるんですけども、何トン放流されるということに関しては、その都度防災無線を流すとか、回るとかということは、今はちょっと考えておりませぬ。まずはサイレンが、放流の前にはサイレンも鳴りますし、防災無線でお知らせするのは、例えば飛鳥路の潜没橋がつかれる場合、つかれた場合、それからキャンプ場について危険な場合、高山ダムのほうもカメラが設置しておられるそうで、キャンプ場とか、人がおられたら放流、直接行かれるということはお伺いしています。ですので、町のほうとして何トン放流するというお知らせは今のところちょっと申しわけないですけども考えていない。通行どめとかという場合の放送だけ現在入れさせてもらうということで体制をとっております。以上です。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

サイレンが鳴っているのは、我々には聞こえますけれども、やっぱり耳の悪い方やったら聞こえない場合もありますので、何トンということは笠置町ではわからないということであれば、向こうのダムのほうから説明をいただくようにしていただいたらどうかと思えますけれども。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

何トン放流するというのは、放流される事前には役場のほうにはわかります。ただ、それ、その都度、先ほども言いましたように、その都度何トン流すからというお知らせはちょっとしてないんです。ダムの方は巡回の車もありますので、それで放流の前には巡回もされているようですので、もちろんそちらのほうには放送もありますので、キャンプ場におられる方とか、そこらについては放送されているということでお聞きしています。以上です。

議長（杉岡義信君） これで石田春子さんの一般質問を終わります。

2番議員、向出健君の発言を許します。向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

本日は大きく3つの問題について質問させていただきます。

まず1点目ですけれども、いこいの館のかしばの撤退の関係について質問をさせていただきます。

これまでの経過として、株式会社料理かしばがいこいの館の運営をしていましたが、契約期間を残したまま6月いっぱいやめるということで、撤退するということになりました。それに伴って、所有していましたバスをかしばに譲渡するというので、かしばの撤退に伴って、かしばがバスを持っていきましたけれども、このバスの返却をかしばに対して求めた、そういう事実はありますでしょうか。確認をいたします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 担当のほうから返還を求めました。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

返還を求めたということは、譲渡をした時点でこういった事態、つまり撤退時にかしばがバスを持っていくということを想定せずに譲渡するという、そういうことにしたということでしょうか。といいますのは、かしばさん、つまり町として、かしばには譲渡したのではなくて、貸与つまり貸したという認識だったのか、やはり譲渡、こういう事態も想定していたのか、先ほど返却を求めたということは、町としては貸与という認識だったというふうにとれるんですけれども、そのあたり事実の確認をしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） かしばさんに業務を委託した時点でバスは譲渡しました。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

ということは、撤退時にこういう事態になると、返却を求めたという事実があるということ、想定していなかったということだと思います。要するにそれは行政として、いこいの館の長として、ミスを犯したのではないかというふうにもとれるんですけども、その点についてはどのような認識なんですか。お伺いをいたします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） バス自体はかなり老朽化をいたしておりました。そういった時点で譲渡をし、株式会社かしばで車検をされて使うように改造された。改修されて、修理をされて使っておられたということでございます。ただ1年間早く撤退されたのは、それは予想外であります。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

返還を求めた事実はあるわけですから、こういう事態を想定せずに譲渡したと、それはやはり長として問題があったのではないかと、いこいの館の長として問題があったのではないかというふうに思うんですけども、そこで、今度からはバスをリースした形で用意することになっていきますけれども、このバスのリース料について幾らぐらいになるのか、確認をしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 今現在リース料幾らということとは言えないんですけども、できるだけ安いところを今現在探しているという段階でございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

バスを譲渡する形でなくて、貸与の形で、このように持っていかなければ、こうしたリース料も発生しなかったはずだということで、確認のためにお聞きをしたわけですけども、しかし譲渡したのに返却を求めるとするのは、明らかにおかしい、明らかに問題であるということだと思います。この点について、責任を感じておられるのか、そこら辺をもう一度ちょっと確認をしたいんですけどもいかがですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） やったものを返してくれと言ったのがおかしい、その辺の責任はどうか、やったものを返してくれということ自体そんなにおかしいことでしょうか。それに対して責

任を感じなければならないのか。私はそのバス自体がまだ新車でどうのこうのというものであるとするなら、私は別だと思いますが、はっきり申し上げてもう何十万も乗っているバスでありました。そのバスを譲渡したという、差上げたということでもあります。だから株式会社かしばが車検をし、修理をして使っておられた。しかし、1年早く帰られた。そしてまだ車検もあるかもわかりませんが、そのバスを、差上げたバスを、我々また営業をやっていくわけですから、返していただいけませんかということ自体にどういう責任が伴ってくるんですかね。私、その辺のところは理解できません。やったものを返していただいけませんかということ自体も別にそんな不思議なことではないと思うんですけれども、それでまたそのことに対して返してもらえなかった、そのことに対してどういう責任があるのかという、私はどういう責任を負えばいいのか、ちょっと理解できないところがあります。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

撤退で返してくれと言ったということは、こういう事態を想定していなかったと判断できるはずなんですけれども、普通は譲渡になれば撤退して持って行ってしまっても当然のことだということで、返却を求めること自体があり得ない行為だと私は思うわけです。返してくれと言ったということは、できれば返していただきたかったと、結果としてならなかったけれども、できれば返すほうが好ましい、返してもらほうが好ましいという判断があったということ推測されるわけなんですけれども、でも実際ならなかったと、そうであるならば譲渡という契約ではなくて、例えば貸与という形、そういう形で、期限つきで、撤退時には返却を最初からしていただくような形でかしばにバスを貸すという形の契約もあったんじゃないかと思うわけです。だけれども譲渡にしたと、そしてそのまま返還を求めていないのであれば上げたんだと、そういうつもりでしたんだということわかるんですけれども、返却を求めた以上は、これは想定外の出来事であり、最初の想定と違ったんじゃないかと、それなのに責任がないなどということになれば、行政としてそんな無責任なことはないんじゃないかということなんです。もう一度その点についてお聞きをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） あくまでも貸与ではなく譲渡であります。しかし、その譲渡した時点の、先ほども申し上げましたように、車自体はかなり老朽化したものでありましたので、譲渡という形をとりました。やはりかしばがいこいの館の食の部門を担当していただく限りにおいては長く、その業務を続けていただけるであろうというのが一応前提でした。一応契約書で

は3年間ということになっておりましたが、我々とししましたら3年間で自動更新という方法もあるわけですから、長く続けていただけるだろうなという、そういったことも考えておりました。ただ、問題は2年間で帰られたという、そのところが想定外であったということをおし上げておきたいと思ひます。それを一応譲渡したものであるんだけれども、まだ使えるものであるとするならば返していただいけませんかということをおし上げたという、そのことに対して何か問題があるんでしょうか。それは実は困りますという話で持って帰られたという、それは事実であります。そのような形の中で行政として大きな問題があるんでしょうかね。私、その辺のところ、ちょっと理解できないところがあります。ただ我々とするれば、かしばさんがもっと長く食の部門を担当していただけるとことは思っておりましたし、2年間で帰られたというのは想定外の事実でありました。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

返却を求めたこと自体を問題にしているのではなくて、譲渡した時点の判断の誤りを問題にしているわけです。譲渡をした時点でこういう事態を想定して、譲渡の形にしなければ返していただけたと、先ほどから古くなったものだからということも言われていますけれども、一方で使えるものなら返してくださいと言ったということですから、使えるものであれば古いものでも本来ならば返していただい、まだ使用もできたと、ところがこういう譲渡の形にしたために持っていかれてしまつて、そして新たにバスはリース料を払って用意しなければいけなくなった。そういう事態が結果として生じていると。ですから、そのときの判断として、ちょっと想定が甘かったということは率直に指摘しなければいけないと思うんですけれども、しかし何が問題かわからないと、何か責任があるのかという言い方でしたから、再度その点もう一度確認をしたいと思ひます。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） そのバスを譲渡することについて、それははっきり申し上げて2年前の話であります。そういったいこの館のバス等も含めて、かしばが営業部門を担当された時点の話において、それは皆さん方にも全てオープンにしておりました事実であります。今、結果的にこういうふうになったから、それはおかしいんじゃないかということだと思ひますけれども、我々としては、想定外のものであったということは先ほども申し上げたとおりであります。しかし、そのバス自体、私どもではもうこれ以上という、そういうやっぱり、余り値打ちのある、価値のあるものではないという判断を当時はしていただいと思ひます。そう

いった中で、それは2年前にも全て皆さん方にもオープンにしている話であります。それを今、持って帰られた。そのことについて、おかしいじゃないかと言われること自体も私はもう過ぎ去った話の中で、今これからやるという時点でそういうことをおっしゃるんだったら、私もまだ話はわかる。しかしもう2年前の話であります。バス自体もかなり老朽化していたのもこれもまた事実であろうと思いますし、皆さん方もよく御存じかと思います。だからその辺の判断ミスとおっしゃるんですけれども、私どもでは判断ミスとは考えておりません。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

一つの問題として、バスに価値がないという表現をされました。ところが先ほど返却するときは、使えるものならということで、使える可能性があったわけですね。そして今からバスが要らないのではなくて、またリースという形で用意をすると。つまり要るものをみすみす持っていかれてしまったということになるわけですね。しかしそれであるにもかかわらず譲渡がミスではない、責任はないんだとなれば、今後の行政運営にかかわっても、判断、このことが教訓として生かされないのではないかと、そういう懸念をすごく抱くわけです。しかも、このことが問題になったときに、大倉議員のほうから、例えばリースの形にしたらどうかとか、提案があったはずなわけですね。つまり何もなくそのままいったわけではなくて、そういった提案の中で古くなったからということを言われて、全体の判断の中で譲渡するんだということを言われたと。それで返却を求めたという事実も確認をしたわけですから、やはりこれはミスだというふうに思うんですね。そうでないとするならば、行政の責任というのは絶えず生じなくなってしまうと、つまり契約時、その後で何年かたてば無効になるかのような論立てでは、今後の行政運営、行政自体ではないですけれども、いこいの館の運営、行政の長としての、町長としての立場もありますし、やはりこのことはちょっと意識を持たれたほうがいいのではないかと。というのは、やはり判断をするに当たって、譲渡をするという判断をするに当たって、いろんなことを想定する。つまり上げてしまうという行為は、まさに撤退の問題が起きましたけれども、例えば確かに車検の問題であるとか、その後いつかバスは買いかえなければいけないことであるとか、そういうことのいろんな比較検討をしたり、検討材料の中の一つとして、この問題もあったと思うんです。要するにこの問題を検討しなかったということになるんじゃないかと、それは行政として落ち度があったんじゃないかと、やはりちょっと問題があったと思うんです。

ですから、今先ほど責任はないと、問題はないんだとさんざん言われますけれども、それ

はやはり違うということは厳しくちょっと指摘しなければなりません。しかし繰り返されますので、この問題、とりあえずこのあたりで次にちょっといきますけれども、それで、かしばの撤退に当たりまして、いこいの館の備品台帳があると思うんですけれども、それらとの現状との照合、また原状の回復の状況などの確認はなされたんでしょうか。確認をいたします。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 2年前に私のほうは厨房の備品の一覧表ということでいただきました。それでせんだって確認はしております。それと、厨房以外の備品でございますけれども、保険の関係もあるんで、それについても総務財政課の担当職員にちょっとお願いをした中で、写真を撮りながら確認をしております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

原状回復の問題について少し確認をしたいんですけれども、新たに食部門は山梨県の業者の土埃さんに委託するというので、既に営業が始まっていますけれども、その点で、原状の回復の問題について、土埃さんが何らかの費用負担をして、なされたというふうに少しお聞きをしたこともありまして、その点どうなのか、そういった事実があるのか、ちょっと確認をしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

向出議員さんのほうがどなたからお聞きになられたかは知りませんが、原状回復に際しまして、土埃さんからはそういった経費は出ておりません。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

了解をいたしました。

それでは次に、以前から取り上げている問題ですけれども、いわゆるデイサービスを伊左治医院に移譲するというので、伊左治医院とマツヤマ薬局の移転に伴って、マツヤマ薬局のいこいの館の敷地内に移転して、その南側の道路の際まで建ったために拡幅ができなくなったと、広げることができなくなったという問題を以前にも取り上げましたけれども、少し前のときによく確認できなかったのも、再度確認をしたいんですけれども、この薬局の建設の許可、妥当性など、どこで一体確認をして許可をしたのか、再度確認をしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） マツヤマ薬局の移転で道路幅の拡幅ができなくなったということであろうかと思います。この辺についても以前から何回も回答させていただいております。その最終判断は誰がしたのかというところではありますが、それは事務担当課のほうでいろいろと検討しながら話を進めてまいったところでございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

前も聞きましたけれども、この普通は建築許可を与えるに当たりまして、例えば平面図であるとか、業者の説明であるとか聞いて、最後確認をして、検討して、許可をすると思うんですけれども、以前の議会で、気づいたらああいう形になっていたと表現がありまして、そうすると、計画書を見ずに許可を与えたようにもとれるんですけれども、そんなことはないと思いますが、その点、もう一度確認をしたいんですけれども、今のような形でマツヤマ薬局が道路の際まで建つという、そういう認識で許可を出されたのか、その点を確認したいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 多目的広場の現状の中で、現状を見ながらそういうその許可を出してきたという現状であります。ただ、先ほど議員がおっしゃるようにマツヤマ薬局の予定地として丁張りをされた時点で、「あ、これは」という話が実はあったのはあったんですが、やっぱりその時点ではもう動かしようがなかったという事実であります。これは我々とすればもう少し考えるべきではなかったかなと、最初にその話をしておくべきではなかったかなという問題は出てくるわけではありますが、現在もそうなんです、多目的広場の使用方法については、今のところ制限はございませんでした。ただ、これからの予想の中において、桜の植栽をするのに少し控えておこうとか、いろんところでそういう、その事実はあったのは事実ではありますが、その多目的広場における使用方法の制限について何か規制がかかっていたか、そういうことは全くございませんでした。そういった中でマツヤマ薬局の建設となったように思います。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

答弁がちょっと自分は理解できなかったんですけれども、もう一度聞きますけれども、建築許可、この形で行っていいですよと、許可を出したはずなんですけれども、その時点で平

面図なり、設計図なり、こういう形ですよというのを見てから、普通は許可を出すのではないかと、ですから、丁張りがと言いましたかね。そのときにうっかり「これでは」となったと言いますけれども、その前に許可の段階でここまで来ているという認識はあったわけですよ。そこまで、今の形のように南側のいこいの館の南側の道路の際まで来ている、そういう建築であると、そういう形で建築されるんだという認識のもとに、これでいいですよと、この形で建設をしていいですよと、許可を出したのかどうか、その認識のことをちょっとお聞きしているんですけども。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの向出議員さんの御質問でございますが、ちょっと言葉の意味合いと申しますか、許可というのがちょっとひとり歩きしているように思いますので、ちょっと分けて考え、説明させていただきます。

建てるのに当たって、許可というのは、このマツヤマさんの場合は届け出でございます。ほんで、建築届けというのは当然京都府の権限になります。それから薬局の許可というの、開設許可というの、保健所を通じた京都府の許可になります。笠置町で許可しているというふうな捉え方ではなしに、あくまで調整をさせていただいている。公文書をもってその決裁を仰いでいるというふうなことで御理解いただければと思います。その調整については当然公文書でございますので、計画された段階で、皆さんの決裁をいただいた中で、マツヤマさんのほうの許可というスタンスじゃないんです。この形で合意の中で建てさせていただきます。そういうことで進めてくださいというふうな調整でございます。当然先ほど町長が言われました多目的広場につきまして、その中で許可というんですか、使用してくださいというふうな契約になっています。多目的広場の土地の公有財産の土地賃貸借契約というのは、そういう面積の中で計画されたわけで、ただ、私も当然含めて、将来にわたるあの道の一部分の拡幅予想というのは、やはり配慮不足のところがあったというのは、これは実際ございました。ただし、計画については一定今いろいろ建設課等々に配慮いただいているんですけども、調整していただいているんですけども、いろんなところの部分拡幅で、これは一定そのカバーできるというふうなことで前を向いた協議をしていただいているという状況になります。

このマツヤマさん、あれはもっと、もとをただせば、伊左治さんの移譲について、その道路部分だけを見ればそういう瑕疵というんですか、向出議員さんにとっては瑕疵になるんで

しょうけれども、私どもには、それ以上の拠点施設整備ということで動いていったわけで、その許可という面でいえば、その一番当初の2月、昨年2月のプレゼンテーション、いわゆるコンペというふうな中で、将来を見渡した整備ということで進めた事業でございますので、その点も含めて御質問いただければと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

私が言っているのは、建築許可そのものを出したという意味の許可とかではなくて、これでいいですよと、認めた段階があると思うんですね。その時点で今の形でいくという認識のもとに、決裁を出したのかというところを許可という表現をしましたがけれども、そういう意味で聞いたわけなんです。建築許可そのものという意味合いじゃなくて。

でも、ニュアンスとしては、ちょっと言葉の正確性を欠いたかもしれませんが、自分の認識ではそういう決裁、これでいきますよと、いいですよと言った、先ほどそれも言いましたよね、その出した時点がありますよねと、その時点でそういう認識があったのかと聞いているわけですね。

それで、移譲に当たって拠点整備で動いていったということを言われました。瑕疵という、自分にとっては瑕疵かもしれませんがという言い方をされましたけれども、配慮が足りなかったという表現もあったように、やはりこれはミスだと思うわけですね。その点についてどなたも責任をとってないと思うわけですが、こういう状態を、南部区から拡幅をしてくださいという要望も上がっていたわけですが、確認したかったのは、今のよう形で道路の際に建つという認識のもと、いいですよとしたというときに、そういう南部区の要望のあったことも念頭にあって検討されたのか、ちょっとそこを確認したいがために聞いていたわけですが、要するにそのことも念頭に置いていなかったと、そんな形で決裁をおろしてしまったということでよろしいのでしょうか。ちょっとここ確認をしたいのでお願いします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 向出議員の質問でございますが、町道広岡線ですか、あれに対する拡幅の要望が上がっていたのも事実であります。ただ、民有地がございましたので、その民有地の同意が得られれば町道広岡線の拡幅をやっていきますよという話は実はしておりました。ただ、現在の状態で言いますならば、マツヤマ薬局が建ってしまった状況でありますので、その部分はもうやむを得ないとしても、できるだけある程度のところで南部区の要望には十

分お応えをさせていただき努力はさせていただきたいと思っておりますし、現実5月の補正で、先日の補正でも御承認をいただきましたので、事実拡幅工事を進めてまいりたいと、そんなふうに思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

事実関係、経緯の確認をしたかったですけれども、正確に。配慮が足りなかったと、遺憾であるという表現を少しお聞きしていますけれども、結果として要望が達成できない状態で、そういったものの決裁をおろしてしまったということは町として問題があると、認識だけはしっかり持っていただいて、今後の行政運営にしっかりと反映していただきたいと思えます。以上で1つ目の問題を終わりたいと思います。

それでは2つ目の問題に入りたいと思います。

2つ目の問題として、地方創生について少しお聞きをしたいと思えます。

まず1つ目に、交付税の算定の問題について少しお聞きをしたいと思えます。

安倍内閣のほうで、6月30日に経済財政運営と改革の基本方針2015、いわゆる骨太の方針というのを閣議決定しましたけれども、その中で交付税について、同じ事業を最も低コストで実施した自治体の経費を交付税の算定基準にしようというものが盛り込まれています。この点について町としてはどういうふうな認識をお持ちでしょうか。国に対して町の現状を踏まえた交付税算定をするように求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの向出議員の質問にお答えしたいと思えますが、大きな質問事項が地方創生ということで、中身は国の交付税ということは、これは地方交付税の話でいいんですかね。そうですか。その中で要は事業費、我々でいう単位費用が、最も低コストの自治体を一つの基準を置いているという意味合いのことを言っておられるかなとは思いますが、そういう意味でしたら認識はしておりません。というのは、骨太方針は確かにあります。ただ、交付税を算定するに当たっては、地方交付税法がございます。その中で第2条の第6項に単位費用ということで、そこには標準的条件を備えた地方団体が合意的かつ妥当な水準において地方行政を行う場合、または標準的な施設を維持する場合において要する経費を単位費用と申します。よって、最も低コストなところじゃなしに、標準的な部分ということで私は認識をしております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

標準的な経費で見るとというのが法律上の規定ですけれども、安倍内閣の閣議決定の中ではそういった方向をやっていくということが方向としては打ち出されてきているというところで問題認識かどうかということでお聞きしたんですけれども、今後の問題という面はありますけれども、一番お聞きしたいのは、今後交付税の算定、交付税のあり方について、まちの現状に合った形にしないと、いろいろやっていけないことがあるんじゃないかと、特にさきの初日の決算のときにでも、職員の人件費のことがちょっと上げられまして、今の職員数より下げられるとなかなか厳しいという答弁もなされましたけれども、今後、地方交付税はしっかりと町の現状を踏まえた地方が、しっかりと住民サービスをやっている、そういうあり方のままで行くようにということをやったり国に対してもしっかりと行っていくべきではないかと、今の制度はそうなんですけれども、今後の流れとして引き下げていく方向もあるのかもしれない中でお考えを聞いているわけですけれども、もう一度答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの向出議員の質問にお答えしたいと思います。

各市町村がそれぞれ市町村の立場で国に物を申していけという話でございます。ただ、どうなんですか。今、各省庁が予算要求を国にしております。その予算要求が、国がまとまった段階で各省庁にそれぞれ配分されます。我々でいう地財計画なんです。地方財政計画なんですけれども、そこで総額な地方交付税が決まったときに、それは当然標準的な規模で算定するしか方法ないでしょう。余計な財源がどこにあるんですか。逆に言えば国債を発行してよろしいでしょう、建設債を発行してもよろしいでしょう、これは誰の負担になるんですかね。国民の負担になると私は思います。今、国でも非常な借金で悩んでいます。何とかこの借金を少しでも緩和する施策を講じていると思います。よって、それ以上国の借金がふえる、また町債の借金がふえる、国民1人当たりの借金がますますふえるということは、それぞれの税金も上がっていくということも頭の中に入れながら、いろいろと行政運営をしていく、国政をやっているというように私はそのように認識をしています。

それともう1点、国に話をする分についてはこれも地方交付税法の第17条の4に総務大臣に京都府を通じて意見等は申し上げる場がございます。我々も、もし必要とするならば意見は申し上げてきましたし、今後もし必要なときは意見は申し上げたいと、そのように考えています。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

交付税制度についての認識はお伺いいたしました。

それで、次の点について移りたいと思いますけれども、町の真の地方再生が言われている中で、地方再生には地域循環型の活性策が大事だと考えますけれども、そこで、住宅改修助成制度の創設を求めたいと思いますが、この点についていかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの向出議員の質問にお答えします。

住宅改修の助成費用を補助制度として町のほうで確立したらどうかという話でございます。確かに京都府下でもやっている自治体はございます。ただ京都府の見解としましては、それぞれ個人の固定資産に係る分についての改修については一切府の補助金はございません。単費としてやっております。ただ、今回の向出議員のこの分については、今後の地方創生の戦略プランの中の意見として拝聴しておきたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

住宅改修助成制度は、経済効果が大きいということは御存じだと思いますけれども、少し紹介をしたいと思いますけれども、与謝野町の事例としては09年4月から12年3月末までの3年間で補助金2億6,479万1,000円に対して、対象工事費が39億2,012万4,990円と、効果としては14.8倍の効果があったと。それで、80%の町内業者が仕事を受けて申し込み件数も1,701件のうち持ち家世帯が25.16%と、やはり地域循環の経済政策として非常に意義の深いものだと思いますので、ぜひ検討していただいて、お願いをしたいと思います。

それで、次の点に移りたいんですけれども、以前も質問させていただいたんですけれども、京都府からの補助金をもとに笠置町農村移住促進事業を実施しています。この事業で補助の対象から二親等以内は対象外になるという規定があります。これは笠置にもともと住んでおられたお子さんなどが笠置に戻っても補助の対象にならないということになるわけですが、以前この要件の見直しを府に求めるように言わせていただいたんですけれども、その後何らかの取り組みはなされたんでしょうか。確認をしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼します。

移住促進事業につきまして、御承知のとおりこの事業につきまして、京都府の補助金、そ

してまた笠置町の補助金を活用いただいているということは御承知のことと思います。そうした中で、府の補助金を活用するに当たっては町の支援、補助、そういったものが必要となってきます。京都府のほうに対して、事務負担といいますか、そういった形になってきます。ですから町が補助するものに対して、京都府は補助金をつけるというところで、そうした中で京都府の要綱に準じての町の要綱になっておるわけなんですけれども、今二親等云々の話で、京都府にも確認をしましたが、京都府のほうでは先ほども個人所有に補助しないといったことも田中参与のほうから申しあげましたけれども、それと同様な考えで京都府のほうは思っております。それで、この改修のみならず移住促進に向けましては、また改修以外等々ほかの取り組み等も検討しなければならないというふうに思っておりますし、そういったところでまた向出議員さんの意見を戦略プラン等にも拝聴していければと考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

特に人口減少の問題が大きな課題ということで、笠置町も昨年度は出生数がゼロということで、新聞報道などもされました。そんな中でU・Iターンの支援ということ、特にUターンでいえば、もともと住んでいた方が戻ってこられるというのが一番現実的なことではないかと思うんです。ですから、そういうところに支援をしていく、しっかりするためには京都府にもしっかりと補助を求めていくことが大事ではないかと思っておりますので、今後におかれましてはぜひ、しっかりとこの点さらに要望などお願いをしたいと思っております。

それでは3つ目の問題に移りたいと思っております。

通学の援助についてお伺いをしたいと思っております。

町長は、町営住宅の老朽化に伴って、若者向けの住宅の整備も言われています。町長としても若者支援や子育て世帯への支援が定住政策の大事な課題であるとお考えかと思っておりますけれども、高校生の特に通学費の援助というのが、住民の方からもなかなか費用が高いということで求める声が出ています。そこで高校生の通学時の交通費の援助、それに対してはどのようにお考えでしょうか。答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの向出議員の質問にお答えします。

通学援助ということで、向出議員は高校生の方に援助してはどうかということでございます。確かにこれも私は今回の地方創生の一つの大きなポイントになるのかなというぐあいに

は内心は思っております。ただ、これを高校だけでとめるのか、大きな幅を持たせれば大学、もしくは私立の中学生等々もございます。だから今は意見としてこれもいただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

お隣の和東町でも、高校生の通学のバスの定期代、半額補助するというのも実施していますし、若者向けの住宅の整備も進めようという中で、やはり子育ての支援、そういうことが大きな課題として、また国のほうから示されている項目にもありますので、ぜひ今後しっかりと実施、真剣に検討していただいて、その実現に向けて努力していただくよう求めまして私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで向出健君の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午後0時11分

再 開 午後0時58分

議長（杉岡義信君） 休憩前に続き再開します。

3番議員、大倉博君の発言を許します。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

私もいろいろと質問項目を出していますが、まず、いこいの館から質問させていただきます。

午前中からいろいろちょっと若干いこいの館も出ていましたけれども、やはり気になったのは、私もバス、これ以前から私も何で譲渡じゃなしに当時お金をもらうというか、売るといいうか、そういうことを言っていたら同じような答えで、古くなったからもうやったという言い方でしたけれども、今回、向出君とのやりとりを聞いていて、それで今回車を返してほしいといったら、やったものは返してほしいという町長の答弁やったと思うんですけども、それを聞いていて、子供同士がおもちゃを、あんたにやるからといって、それまた子供が返してくれというようなことを聞いていました。行政がそういうような、一旦やったものを返してほしい、向こうが逆に譲渡でもらったけれどももう1年早くやめるんで返しますというんやっただいいんですけれども、わざわざ行政が、行政というかわかさがやったものを返してほしいというのはいかがかなと思った印象があります。これは質問項目も何も入れていませんので答弁は要りませんが、本当に何かバスの関係で聞いていたらおかし

いなという気がしました。

さて、一応、食の分が8月中旬というか、第2週からやるとおっしゃっていたけれども、結局は9月19日オープンという形、いわゆるシルバーウィークの前にやられたということなんですけれども、何でおくれたんかというのと、先ほど何か保健所のあれがおくれたとおっしゃったけれども、まず保健所に見てもらえるまでの清掃とかがこちらが行き届いてなかったおくれたんとは違うんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） そういう意味ではありません。保健所のいわゆる立ち会いがおくれたということでもあります。

9月11日に上の食堂部門の保健所の立ち入りがありまして、18日に許可がおりたと、19日から営業に入ったということでもあります。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

それで、私も防災無線で19日にオープンということで、楽しみということはないけれども、どんなもんかなと思って、親戚がちょうど帰ってきたときに、21日の日の夕方、2階へ行かせてもらいました。入ったときにもうびっくりしたんですけれども、机の上は何にもなし、それと従業員の方にメニューはと聞いたら、メニューはここにあるこの3つだけです、定食物が3つだけですと。それで、ほかの人も高いとかいう話も、その辺もう高い安いは別にして、そのオープンで机の上にはもう箸置きもなければ何もし。オープンになっているんですよ、私はびっくりしました。

そして、注文して、水をくれますかと言ったら、湯飲み茶わんで飲んでくださいと言われて、ガラスコップがないんですよ。このことは今町民も聞いてはるから余り言いたくはないんですけれども、本当は。しかし、言わざるを得ないから、申しわけないけれども、そういった実際のことを、見たことを言います。

そして、ビールお願いしますと言ったら、ビールは1階で買ってください。どうして我々そんなもんね、食べるときに。そのあてもないんですよ。例えばその1品もので、その定食物ですよ。例えば1品、卵焼きとか、そんな簡単なものでもあるんかなと思ったら、もうそういうもの何もないんですよ。これでよう営業を始められたな。山梨でレストランをやっておられたかどうか知りませんが、私はこれ見てびっくりしたんです。町長、行かれたかどうか知りませんが、2階へ。どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 私も見ております。しかし、業務を委託した以上、私の口からはこれだけかと言っただけで、それ以上のことは言っておりません。言っておりませんが、非常に3品だけでは寂しい思いがしたのも、私も同じであります。

しかし、これからいろいろどんですとか、いろんなメニューをふやしていくんだということも言うておられましたので、私はその言葉を信じもう少し待っていただきたいと思ます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

商売というのは、オープンのときにオープンセレモニーをやって、本当にこんだけ料理があって、こんな来てくださいというのが本来の姿なんです。一旦こういうことが流れたら、後から何ぼええのどんどんできたって、お客さんなかなかついてこないですよ。本当はオープンの日にそういったことを、だから後でまた言いますけれども、10月1日の業者、私はそれには賛成しましたけれども、あそこを書いていましたように、9月の末の2日間でオープンセレモニーやりますと書いていました。だから、そういうふう本来なら、後でどんどん積み上げていったって、もうなかなか信頼回復というのはできないんですよ。特に飲食業というのはね、もうロコミがきついですから、だから、今言ったように、こういう定食物3品で、先ほど言ったように高いか安いかは別にして、それは私は高いと思とるんですけども。こんなことで本当にその業者は立て直しを図り黒字経営になるように全力で業務を行うと、7月16日のいこいの館の特別委員会でもらった資料の中に書いていましたけれども、本当にこれができるんかどうか心配です。といいますのは、後でまた、この件は言います。

そして、向出議員のときに備品の話、バスのついでに備品の話がありまして、ちょうどその把握をしてると、備品全部把握しているとおっしゃったね、たしか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 厨房機器については把握しています。ただし、備品といたら茶わんの一つでも備品となるかと思うんですけども、茶わんの数とか、そういったところまでは把握はしておりません。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

そしたら、先ほど言ったように1品とか入れるね、ああいう冷蔵庫というんかね、ちょっと我々行ったら取り出して、そういうなんはたしか町の財産やったと思うんですけども。それと、今言ったようにビールが、というか注文したら1階へ行ってくださいと言われて、あそこに我々行ったときには取り出して、その冷蔵庫から取り出してお金を払っていたんですけども、そういう冷蔵庫もどうなんですか。

それともう1点、だだっ広いところにテレビどうか知りませんが、テレビもなかったんですよ。テレビは備品向こうの方かどうかわかりませんが、そういった備品、今言いましたようにガラスコップも1つもないんですよ、箸置きも何もないんですよ。以前はあったんですよ。それは昔のわかさぎの財産やったと思うんですけども、今言いましたように机の上、2階行かれたらわかりますけれども、何もないです、オープンです。どうですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 私が引き継いで備品の一覧表をもらっている部分につきましては、確認をしておりますし、そして、今、それは関係ないかもしれませんが、テレビのこと等出ましたけれども、そのテレビにつきましてもせんだって向出議員のほうから電話いただいたんですけども、あれにつきましてはかしばさんのほうから購入されて持って来られたものということになっております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

それじゃ、細かいこと言いますが、先ほど言いましたようにガラスコップなんか、ビールを買ったらお酒屋さんからようけガラスコップもらうところもあるんですよ。そんなものもないんですよ。言ってたビールの冷蔵庫なんかはどうなんですか、あれもかしばさんですか。そして、1品入れる冷蔵庫というか、あれも今はシャットアウトして、中にはその前はとりに行けたけれども、とりに行けないシャットアウトになっているんですよ。どうですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 先ほども申しましたように、備品一覧表について確認しているところです。その後、備品の一覧表に載ってないものにつきましては、かしばさんが持って来られたものと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

本当に、皆さん方行かれたかどうかわかりませんが、一遍2階へ行ってください。

惨たんたるもの、今ほんまにテレビ見ておられる方にこんなこと言うの、町民の方にも悪いんですけれども、本当にこれで、この経営で成り立つんかどうか、本当に心配です。

さて、今、9月1日、19日オープンということで、保健所が云々とおっしゃっていますけれども、それと8月の浴場の入場者の人員は何人やったんですか。それで対前年度比は幾らですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、昨年8月、26年の8月につきましては、入場者数6,714人でした。そして、27年8月、ことしですけれども6,449人、比較しますとマイナスの265人で、昨年の8月としますと96.05%でございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

それでは、年間では大体浴場が5,000万円ぐらいの売り上げ、前の年はね。それで、月に大体200万円ぐらいの委託料ということで、残りは町の収益、町じゃないわかさぎですね、わかさぎの収益になるんですけれども。それと食のほうも、このままでいけば食も大体年間で5,000万円ぐらいやったと思うんですけれども、それと食もこの状態では、本当に売り上げの20%というけれども、これから9月オープンしたところで、8月24日が、1階は。まだ数字が出てないんですけれども、やはりそういったところでいけば、食でも恐らく数字が大分落ちるんじゃないかと思うんです。

そうすると、このわかさぎが電気、水道、ガス代を払う契約になっていますね。するとこれがマイナスに、とんとんでもいけばいいんですけれども、例えばこの8月分の光熱水費は幾らかかって、8月分の浴場の収入と比べて、光熱水費が多分赤字やと思うんですけれども、いかがですか、その数字は。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 8月の光熱費でございますが、電気代で118万5,000円、それと水道代で34万7,000円、すみません、申しわけないです、ガス代がちょっと入っていないんですけれども、ガス代については8月、2階の営業はなかったんでゼロに近い数字だと思います。それで、電気代、水道代合わせまして153万2,520円となっています。

それと、売り上げなんですけれども、8月の収入といたしまして476万7,000円ほ

どです。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） はい、大倉です。

売り上げが476万7,000円ですか、これは浴場の売り上げですか。浴場ですか。浴場ね。

それじゃ、ここからやはり毎月向こうに委託契約で200万円は払いますね、そういうことですね。約200万円かかりますね。残りが270万円ぐらい。今のところ光熱水費引いたらプラスということですね。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 8月分につきましては大倉議員おっしゃるように黒です。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

8月はやはり年間で一番、キャンプに来られる方とか、やはり風呂に入る方が多いと思うんですけども、これからますます冬になってきたら、余計また光熱費とか高くついて、これ今たまたま153万円の光熱費ですけども、大体年間200万円から300万円、今までの例から使っていますね。

今後、こういう黒になればいいんですけども、赤字になった、それは考えられるかどうか知りませんが、赤字になった場合どういうふうに将来考えておられるんですか。これは一般財源から出すのか、その辺はどうなんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） いこいの館の経営について、赤になればどのようにするのかということでもあります。しかし、まだ新しく業者が入って間もなくの話であります。私は今の業者のやる気に大いに期待を持っているところであります。ただ、やはり商売のことですので、これからずっと黒字になるとは限りませんが、最善の努力を払っていかねばならないと思っております。ただ、赤字になった場合にどのようにするのかということではありますが、赤字にならないような工夫をやっていく、していくんだという強い決意を持っているということだけは三者とも持っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） いや、その言葉の決意とかはいいんですよ。実際に赤になった場合、ま

た基金から出すのか、結局は町の財産から出すんですけれども、どういう形にされるんですか。これも赤字になるのは目に見えています。きょうの2階の先ほどから言っていますように、ああいう営業の形態でしたら、赤字になるの、なりますよ、これでしたら。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 商売のことですので、赤字のことも十分考えられると思います。過去の経緯からしてもそのような状況であります。しかし、先ほども申しましたように、最善の努力をしていくんだと、そして、今の食の部門に大倉議員こだわっておられるようですが、これからいろんなメニューをふやしていくんだということも言っておられますし、笠置ならではの食材を使いながら営業努力をするということも言っておられます。そういったことも議員各位、皆さんお聞きのことかとも思うんですが、やはり私は業者のそういったやる気に期待を持っていきたいと思っております。

また、いこいの館の運営委員会もありますので、その都度皆さん方には御報告を申し上げながら、今後のいろいろ対処をしてみたいとも考えますのでよろしくお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

先ほど2階に行ったときにビールがないとかいうと、やっぱり食のもうけることで一番大きなもうけられるのは、ビールとかお酒なんです。あれ出せばそのままコップで勝手に飲んで飲むんやから、800円でしかかってね、その半分ぐらいのマージン何ぼかあるんですよ。やっぱり飲み物でもうけるんですよ。今は、車乗ったらノーなんですからあれですけども、飲みたい人もやっぱりいるんですよ。やっぱり2階行ってそういう飲み物がないというのが最悪というか、私はそう思います。あれである程度はもうけるんですよ。食べ物というのはなかなか人件費とか食材費とかいろいろあってなかなかもうけがないんですよ。やっぱりビール、飲み物によってある程度はもうかるんです。飲む人は今、交通安全週間ですけども、飲んだら乗るなですけども、やはりなかなかそれは、だから2人運転していて1人が飲んだかてどうってことないんですよ。

だから、そういったことを2階にね、そういう営業の指導、今、先ほど来言っていますように、メニューはないわ、箸置きも何もない、コップもない、どういうふうに今の業者の方に指導というか、されているんかどうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 我々はあくまでも民間の業者の方に業務を委託いたしました。業務を委託された業者の方は、責任を持って営業をやっておられます。私の立場から、指導するという立場では私はないと思います。ただ、私なりに意見を申し上げているというところであり、業者の方も商売をやっておられる方であり、大倉議員おっしゃるように、やはりアルコールの販売というのは、一番もうかる種目であろうかと思いますが、そういったことも含めて業者の方は計算の中でやっておられると私は感じておりますので、私なりの意見は言いましたが、指導は行っておりません。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） それじゃ、笠置町のいこい館の管理の条例とか規則、どない書いてあると思います。そして、わかさぎという企業があるんでしょう、有限会社。だから、そういったところからも、やっぱり条例とか規則にそういうふうな指導監督というか、企画観光になつとるんですよ。そういったことをしっかりやってください。やはり町が赤字になるんやったらこのまま、先ほどから午前中も出ていましたけれども、違う施設にしたらええとかそういう問題も、本当にそういうふうなことも考えなければならない時代になつとん違うかなと思います。

先ほど言いました京都市の業者ですね、10月オープン、結局9月19日オープンで、結局もう間もなく10月ですやん。だから、私もう、町長は最初のころ京都の業者は物すごく乗り気で、私もインターネットとか、それからもらった資料を見ていましたら、ここはその回答書とか見てたら、やはりしっかりした回答書になっていると思うんですよ。こういったことをしたら、やっぱりしっかりした業者やなと思って、そして10月、それは確かに今言うように保健所の問題とかいろいろ、それ7月から6月末に終わって、すぐにそれはなかなかできませんよ。10月でも私はまだ早いかなと思つたんですけども、こういう京都の業者、私は本当に真摯な業者やと思っております。インターネットを見てもやはり真摯な業者に感じました。やはり業務内容もコンサルやったり、広告媒体業いろいろ苦勞されて立ち上げて、京都の三条かいわいで営業されていると、ここにも書いております。私は、町長も本当にこのときにも物すごい乗り気で、ああ私もこれでいいかなと思って、私はこれに賛成しましたけれども、結局9月19日オープンがちょっと延びて10月1日、これでもよかつたんじゃないかと、私はそう今でも思いがあるんですが、そういう考えどうですか、町長。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 大倉議員のおっしゃる京都の業者に任したほうがよかったのではないかと、それはあくまでも結果論であります。今ごろおっしゃられても、私は皆さん方にも全てオープンにし、協議をいただいた、その結果の話であります。ただ、やはり今までそういう保健所ですとか、いろんな事情について延びてきたことについては、もうやむを得んかなという思いがあります。

しかし、今の業者は紳士的な業者ではないのか、ないという意味のことをおっしゃっておられますが、私はもう少し、もう少し時間をやっていただきたい。今始まって今すぐに、あのほうがよかったのではないかとと言われても、そうですねとはなかなか言いがたい。それは皆さん方も同じ意見だと私は思う。

だから、今、業者の方に大倉議員おっしゃったことについては、私は報告しますが、その後の業務の内容についてはその業者の方に、私はお任せしなければならないだろうと、そういった上で、今後どのような形にされるのか、そういったことについても私も、それからコモンズですか、風呂の業務をお願いしている業者の方と三者の中で、これからのいこいの館の運営等についても協議をしてまいりたい、そんなふうに思っております。今の業者の方についての不満は大倉議員の不満はよくわかりますが、もう少し時間をやっていただきたいなど、そんなふうに思います。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

余り時間がないんですよ。毎月やって、その赤字が出た場合のことをやっぱり考える。もうけてもらったらいんですよ。赤字が出た場合に、要するに町民、税金を払っている方の負担になってくるんですよ。そんな余裕の時間、今までこれずっと町長なられてからずっといろいろね、まず、食を民営化したら黒字になる、そして、結局は浴場も手放して結局民間にされて、あかんかったからこうやと、結局だんだんと尻すぼみになっているような感じがするんですよ。本当にこれ心配ですよ。前から言っていますようにこの館の問題もだんだんと老朽化してきて、本当にそういった問題とか、改修費の問題とかいろいろありますけれども、このいこいの館というのは本当に、これ今恐らくきょうは平日ですから、きょうは休みですかね、ちょっとわかりませんが。この前の連休でも2階は本当に閑散とした人でしたから、恐らくきょうなんかはもう閑散としているんじゃないかと思えます。それは臆測で物を言うのは悪いんですけども、そんな感じがします。

そして、やはり最初のかしば、たまたまかしばが浴場を任されたけれども、本当は浴場と

食が一緒になった業者を一本化、だから私は京都の業者にも賛成したわけです。

今後どうですか、一応、来年3月までの契約ですけれども、それは将来わかりませんけれども。将来的にはそういった食と浴場を一本化の業者を選ぶという、そういう方法を、将来的にまだわかりませんけれども、来年3月まで今の方は契約ですけれども、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 浴場と食の部門を一緒にしてはどうかというお話であります。業者の方もそれぞれ専門分野をお持ちの方です。皆さん方にもお諮りさせていただいたのは、やはり食は食の専門家に、浴は、風呂は風呂の専門家にお任せしたほうがよりサービスはいいのではないかとということで、皆さん方にも同意をいただいたと、私は考えております。そういった方向で進みつつあるんですが、まだ結果は出ておりませんので、結果が出次第にまた皆さん方にお諮りするということになるかと思っておりますので、あと少しの時間かと思っております。あと半年の期間かと思っておりますが、もう少し時間をかけて見ていただきたい、そんなふうに思っています。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） この問題、何遍も言っても仕方ないんですから、もうこれ余り言いませんけれども、本当に時間みたいにかけることないんですよ、いきなりオープンしたときぱっとやるべきもんですよ。そんなことを言ったら経営成り立ちませんよ。

もう時間もあれなんで、今後いこいの館の今後それじゃ、この運営がまた赤字になって、改修費とかいろんなお金がかかるとなれば、どうされるんか、もう20年近くなって。今、河原から今何とかいう道路を散策道路をつくって、いこいの館へ来てもらうという道路をつくっておられますけれども、結局いこいの館を、やはりそういうために、河原からいこいの館へつくっておられる道、道路というか、散策道路というんですかね、つくっておられますけれども、そういった意味でつくっておられるんですけれども、将来、このいこいの館というのはどういうふうに、今なかなか難しいでしょうけれども、どのように考えておられるんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） いこいの館をどのように考えているのかと、業務に関しては、営業に関しては、毎年尻すぼみじゃないかと、確かに数字を見ればそのとおりであります。当時、やはり建設当時はもうかってもうかってしようがないぐらいにもうかったと、だんだんその営業が数字が悪くなってきているのも、これもまた事実であります。

しかし、いこいの館の存在は、やはり笠置町にとっては一つの観光の大きな目玉の一つであろうと私は考えております。笠置山キャンプ場、いこいの館、それからボルタリング、カヌー等々を考えると、私は笠置町の観光資源というのは、非常に多い状況にある。他の市町村に比べても引けをとらない観光資源を有しているんだという、その中での有限会社わかさぎ・いこいの館、このいこいの館の存在というものも私は非常に大きいものがあると思います。

そういった中で、これからの営業がやはり問題になってまいります。あれが悪い、これが悪いではなくて、どうしたらいいかということも皆さん方から御提案をいただきたい、そんなふうに思います。町民の皆さん方からも、いろんな意見があろうかと思えます。その意見を私たちは真摯に受け取る、受けとめる。そういったことは十分に心得ているつもりでございます。

これらいこいの館のあり方、先ほどおっしゃった地域主導型の公共事業、これも笠置の観光につなげるべく、白砂川の環境開発を行っているわけであります。そういった努力を我々は常にやっているんだということを十分に理解いただきたいと思えます。皆さん方からも、こうしたらいいのじゃないかという御提案をいただければなおありがたい、こんなふうに思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

質問通告にはちょっと入れてなかったんですけども、1点だけ。

この土埃との契約の関係で、営業時間を、契約の中にその営業、私、特別委員会で営業時間何でこんなところへ入れるんやと、条例とか規則で決まってるんやないかと、その答えは特別委員会でもらってないんです。先日、町民の方、それはうわさやから私もちょっとわからないんですけども、営業時間が短いとか、何か営業日を月水金、それは人に聞いた話ですから、ここでもう確信でよう言いませんけれども、条例どおりの営業時間になっていますか。そしてインターネット等見れば、わかさぎ温泉ずっと出てきます。やはり条例どおりの時間帯、10時から9時までいまだにずっとなっています。そのとおりに今なっていますか、その辺だけ、1点だけお願いします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 営業時間のほうは私ちょっとつかんでおりませんが、もともと10時から9時というのは我々わかっているとおりの時間でありますが、現実どのようになっている

かわかりません。また報告させていただきます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） わかさぎの社長としてそれでは失格ですよ、そんなこと言ってたらあきませんよ。インターネットでも10時から9時と書いていますよ。いや、それは私もちょっと詳しいことは知りませんが、町民の方がそういうふうになら、6時までという話もありましたけれども。時間帯がどうなってるのか把握してないというのもまた難儀な話です。この話はもう次にして、あともう時間も余りようけ言っていますけれども。

次は、それじゃ、人口減少に伴う諸問題いきます。

日本の人口というのはたしか2008年をピークに減って、さまざまな現象が起き、少子高齢化や社会保障費の増大、ますますこれからふえてきます。そして、地方自治体が平成の合併により3,200から1,700、そして来年には、いよいよ選挙の関係で参議院選挙が選挙権が18歳以上、鳥取と島根、徳島と高知が選挙区が合区になると、やっぱり人口減少がこういったことにも影響してきています。

そして、去年の2014年の人口動態統計、確定数では去年生まれた方は、出生数100万3,539人、対前年で2万6,227人のマイナスです。このままでいけば今年度は100万恐らく切るだろうと思います。昨年は出生数から死亡数を引いた自然増減数は、26万9,465人の減少で過去最大のマイナス幅と出ておりました。

そして、先日、笠置中学校のふるさとフェスタ、私も行かせてもらいました。8月7日やまなみホールでありました。町長はおられなかったですけども、村長が来られておりました。国立教育政策研究所の研究指定校として、地域づくりに主体的に参画する意識を育む生徒の育成ということで、来年は笠置であるそうです。1年生はサギソウの育て方、私も感想文を書いてサギソウをもらいましたけれども、2年生はお茶のおもてなし、そして中学3年、今の15歳ぐらいですね、パソコンのパワーポイントを使って、笠置町と村の人口の変遷を説明されていました。

そしてまた、昨年私9月議会で地方消滅都市、25年後の2040年には896の市町村が消え、笠置町は693人、南山城村は1,223人とパワーポイントを使って、中学3年生の子が説明されておりました。

そして、この子らが気になったのは、25年後の40歳、この子らが40歳になったとき、40のときにはどういう社会になっているだろうかと、まず私もいろいろそのパソコン見ながら思ったんですけども、リニア新幹線が開通して夢の社会になっているのか、それとも

関西線がもう本当に営業しているのか、小学校、中学校は、郵便局は今あるけれども、11月4日には株が上場され、完全にだんだん民営化になれば過疎のところは郵便局もなくなるんじゃないかという、将来的にですよ、この子らが40歳ぐらいになれば笠置町の郵便局もどうなるかわからない、将来ですからわかりません。しかし、株の上場ということは株主がおるから、やはりそういった問題も出てくるん違うかと、そして無医村になっているんじゃないかと、そんなことを思いながら、そのパソコン、中学生3年生、今15歳の方が最後におっしゃったのは、やっぱり寂しいと、今中学校もう69人です、全校生徒で。やっぱり寂しいというのは小学校と違って、中学生というのは多感な時代ですね、高校受験も控え、いろんな問題で、いろんな友達関係とか、多感な時代にやっぱり69人では寂しい、この頭に物すごく印象に残りました。来年には25人卒業され、14人が入ってこられる予定で、58人の予定です。ますます中学生もこういうように減ってきます。本当に、この子供たちの生のこの寂しいという声に、町長はどのように感じておられますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 8月7日の中学校のふるさとフェスタに、私はいろいろ用事がありまして行けませんでした。生の声を聞いておりませんが、やはりこれからの人口問題というのは、中学生だけではなくて我々大人もいろいろの問題を感じているところであります。特に、先ほどからいろいろ問題になっておりました地方創生の話におきましても、この人口問題をやっぱり慎重に検討しながら、これからのまちづくりをどのようにしていこうかというところで議論をされているところであります。

中学校の生徒の来年度58人になるのは、非常に寂しいという感想を持っておられます。その感想は我々としましては真摯に受けとめなければならないだろう。そして、今後の行政の運営に反映していかなければならないだろうと私は思っております。具体的に、じゃ、これからどのようにしていくかということにつきましては、また皆さん方ともいろいろ御相談をしながら、まちの創生に向かって推進してまいりたいと思います。よろしく御協力賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） ちょっと順番を変えて、先に行きたいところから行きます。

次に、職員の採用についてなんですけれども、近年採用されても就職辞退、ことしも何人か若手の方が、就職されてすぐにやめられたとかいろいろあります。笠置町を担っていただく職員がこのような状態が続けば、笠置町の職員は減り続けます。定員よりも落ち込んで事

務にも支障が来される。そして、職員全体の士気にも影響が出てくる。

午前中、西岡議員が町の職員の年齢構成のこともおっしゃっていましたが、私も年齢構成はどうなってるか知りたいですけれども、もうそれはいいです、時間の都合上。

今、条例定数が48人で、現在が恐らく45名ぐらいだと思うんですが、いかがですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問ですけれども、条例上なっております定員に比べまして実際の職員数は少なく、今45名になっております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） そうですね、だから将来を担っていただく中堅職員がどんどんやめていくというのは、本当にどういう理由でやめていくかは本人に聞かなわかりませんが、町としてどういった感じをつかんでおられますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 職員の採用についてということで御質問をいただいております。

中堅職員がやめるのではなくて、若手の職員がやめていきました。2名やめております。ただ、大倉議員の質問にありますように、このまま職員が減り続けるということは私は考えておりません。また、過去においても減っておりません。だから、ことしだけたまたま2名がやめたというふうに理解をいただきたいと思います。

また、定員が落ち込むことで職員全体の士気に影響が出てくるんだという、どういった影響かちょっとわかりませんが、私は逆に職員が少なくなることで、残っている職員が足りなくなった職員の分も仕事をしなければならないという強い意欲に燃えるのではないかと、逆のことも考えられる、私はそのように思います。

しかし、事務に支障を来すようでは困りますので、補充はしてまいりたいと、そんなふうに思っています。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） はい、それではその職員の採用の対策というか、どういったことを考えておられますか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま大倉議員のほうから職員を採用するに当たっての対策をどのように考えているかという御質問をいただきました。

対策という部分の意味合いがちょっと私のほうで余りわからないんですけども、当然、当町におきましても採用試験を実施し、1次試験、2次試験を実施させていただいております。その中で、各年度ごとでやり方というのも変わっております。1次試験については国の教養問題等と、また専門職でしたら専門職の試験を行い、その後で2次試験という形で、グループ討議もやった年もありますし、論文による部分もあります。その後で面接という部分でやっております。

ただ、今、他の市町村ではそういう採用試験をなくして、一つのテーマを与えた中で、その企画立案、最終までのという部分でのそういう論文形式というのも頭には、やっておられるところもあります。それぞれの町村のやり方かなと思います。ただ、今後はいろんな部分について、他の市町村もちょっと勉強しながら、また笠置町に合うものであればまた採用していけたらいいかなとは思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

今もうおっしゃったように、他の市町村でもそういうやり方も私も知っております。ところがこのれんけいの職員採用を見ていたら、ことしは採用が早いと思うんですけども、しかも笠置町と村はたしか一緒に10月18日試験、笠置町の受け付けが9月15日に終わりましたけれども、前年より多かったですか、申し込みは。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

前年度と比較してということではございませんが、今回試験日を設定したのは、試験センターが統一試験日に設定している日でありまして、その日に合わせて実施することいたしました。

今までは、町が単独で試験を受けられる日というのがありましたので、他の市町村と競合しない日になっていたんですけども、そうするとやっぱりとり合いになったり、うちに申し込んで、笠置町に申し込んでいながらほかの市町村に行くということも多々ありましたので、今回はそういう統一試験日にしました。

ただ、そういう試験日にしましたので、前年度と比べるというところでは比較にはならないかと思いますが、今回20名程度、募集の職種もありますので、20名強の申し込みがありました。これを10月に実施するところです。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

逆にそういうふうには比較できないけれども下がっているということは、この広報れんけいを見ていると、郵送の受け付け、笠置町は今までどうやったか知りませんが、郵送の受け付けはやめられて持参、申込書を町に持参ということを書いていますけれども、今までそうやったんですか。それとも、今回こういうような制度を始められたんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

今までからでも試験について願書を提出していただくのは持参ということで、本人さんをお願いしておりました。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

もう時間も余りないので、簡単にいきます。

定住圏の自立圏構想なんですけれども、この定住自立圏構想というのは、人口減への対応を目的に総務省が2008年に定められた制度で、医療、福祉、教育、地域交通などの機能を自治体間で分担するというので、いわゆる今まで京都府下でしたら京都府下ですけれども、都道府県間を超えた形成が可能ということで、周辺の自治体と協力分野を求めるということで、今現在、ことしの8月1日現在で1,000件、中心都市というのが116市、定住自立圏が94圏域、ビジョン策定中心市が89となっております。

なかなか定住自立圏のイメージというのは湧かないんですけれども、要するに中心市が周辺都市の市町村と協定を結んで、行政とか、民間機能の行政を結ぶという、大ざっぱで言えばそういうことです。具体的に言えば、例えばこの前、村が定住自立圏構想を今後どうされるかわかりませんが、今議会で提案されていますけれども、どうなっているかはわかりませんが、要するに医療面でいえば、要するに私たまたま8月7日の中学校のふるさとフェスタ、村長おられたんで一緒に大分いろんな話、この関係もやったんですけれども、例えば、高岡、田山とかは、やっぱり救急自動車が来てもらったかて山城病院とかへ行くのは遠い。だから、本当に緊急だったら市民病院、上野の市民病院とか、そういうときは時間的には物すごいロスがあるということで、そういうことも言われていました。ここには新聞報道にもそういうふうには書いています。そういう府県というか、市町村を超えた関係で、一つの例ですけれども、そういったこと。

それから、この自立圏構想のいろいろあるんですけれども、中心市が5万人都市とか、昼

夜1対1の割合とかいろいろあるんですけども、難しいことは除いて、要するに伊賀市からの参加の申し込みというか、笠置町にはありましたか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 伊賀市が中心都市宣言をされました。その中心都市宣言をされた事務局サイドで話がありました。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 今、事務局サイドとおっしゃったけれども、それじゃ、町にもそういうアポイントがあったわけですね、アタックがあったわけですね。

それで、結局はもうペケになったんですか。その要件もあるからちょっとわかりませんが、

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 中心都市宣言をされて近隣の市町村が集まって、定住自立圏を構成するという、その構想は全国にもかなりあります。

今回の三重県と京都府にまたがる自立圏、県境越境型というらしいんですが、県境を越えてもやっていけるということだそうです。

この定住自立圏には、議会の議決が必要であります。そういったことも含めて、我々はじゃ、定住自立圏で何を伊賀市とやっていくのか、そういったこともこれからやっぱり検討していかなければならないだろうと思っております。ただ、今の時点では事務局サイドの話だということですので、事務局サイドで一応今詰めているというところでありまして、何をどういった形で、いつからという話は今のところまだできておりません。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 時間もないので、最後1点だけ、私はもう以前からこの奈良市との協定を部分的にも思ってたんですけども、将来的にまたこの問題は次の議会でもちょっと、まだこの部分は昔から、昔、町がアンケートとったときに奈良市と合併という話を私も奈良市に入れたんですけども、また奈良市の関係はまた時間が来ましたので、これで終わらせてもらいますけれども、奈良県、奈良市の関係ともいろいろ今後またお話ししたいと思えます。

議長（杉岡義信君） これで大倉博君の一般質問を終わります。

4番議員、西村典夫君の発言を許します。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

5点ほどについて一般質問させていただきます。

最後になりましたので、ダブる質問が多々ございます。ダブった部分は省略させていただきますが、拙くごちない質問になるかと思いますが、よろしく願いをいたします。

初めに、地方創生についてお聞きします。

先行事業の中の駅再生について質問させていただこうと思っておりましたが、午前中、西岡議員さんから細かい質問がございまして、ほとんどダブっておりますので省きます。西岡議員も言っておられましたように、駅再生についてはいろんな方の意見を取り上げていただきたい、商工会、観光笠置、利用者、JRのOB、いつも清掃や花を植えていただいているそういう方々にも意見は反映できますよう、そのような会合を持っていただきたいと思えます。駅前の舗装はでこぼこでつまずいて転倒されたのも目の当たりにしたこともありますし、駅におりると矢で射ぬかれて悶絶しているモニュメント、もっと広くロータリーにされ明るい雰囲気駅にしてほしいという声も私も聞いております。予算のこともありますが、目に見えるような駅になりますようたくさんの御意見を取り入れていただきたい、そのことを要望しておきます。

町が単独で先行事業を取り組まれます駅トイレの改修の予定はどのようになっているのでしょうか。また、空き店舗を利用しワークショップを開かれていき、にぎわいづくりを創出していく、どのような形で取り組まれていかれるのでしょうか。空き店舗を利用できるめどは立ったのでしょうか、このことも若い人たちも含め多彩なメンバーでのワークショップをされるべきだと私は考えます。どうお考えでしょうか、お聞きをします。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま西村議員のほうから先行事業の進捗状況というんですか、駅トイレの改修及び空きを利用したワークショップについて御質問いただきました。答弁させていただきます。

まず、1点目のトイレの改修については、ある一定JRとも事前協議も終わりましたので、これから事業に向けて、着手に向けて取り組んでいく予定でございます、もう早々、コンサル業者等を含めた中でどのようにしていくかということを決めていきたいと、そのように考えております。

2点目の空き家を活用した活動拠点の整備ということで、ワークショップ、これにつきましても業者と契約はできました。もうある一定近々日程等も決まった中で、それぞれの町内外の方々から参加申し込みをしていただいた中で、2つぐらいのグループに分かれて、いろ

んなそういう起業、創業等に意欲のある方々が来ていただくというものの応募を開始させていただきたいと思います。あくまで宿泊型で2泊、1泊2日ぐらいでワークショップを開く予定に現在のところ考えているところでございます。

ただ、それをやったからといって、すぐ結果じゃなしに、後年度以降にその方々の意見を踏まえた中で、笠置町の空き家を利用した起業があるとするなら、またそういうのをその方々のほうから提案していただきたいなというぐあいに考えているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 他町村から来ていただいて、1泊2日ぐらいでワークショップされる、私はこのようなことを歓迎しますし、ぜひともいろんな方が来ていただくような発信をしていただきたい、そのように思います。

もう1点、空き家バンクにおける持ち主の荷物をコンテナで預かるコンテナ事業、何台どこに設置されるのかお聞きをします。一度にみんな設置されるのか、ニーズがある都度置いていかれるのか、あわせてお聞きをします。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの質問でございます。コンテナの設置場所、個数等の質問をいただきました。

設置場所につきましては、町有地のところで、ある一定場所は決めさせていただきました。あと、個数等につきましては、予算の関係もでございますので、当初は6個を見込んでおりますけれども、予算の金額によって、その辺が前後するかもわかりませんが、あくまで予算では6個ということを考えているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 最初、コンテナを6台まとめて多分白砂川沿いの町有地の場所に置かれると私は理解しております。この事業には規約が必要かと思えます。当然考えておられると思いますが、確認をいたします。

置かれる場所は白砂川整備事業で整備され、人目によくつくようになります。無造作に置かれるのではなくて、アートなどを用い売り物にもできないかなと私は思っております。いろんな発想をめぐらして、あそこに何を置いてあんねやと思わらんじゃなくて、何か人目のつくような裏面に何か考えてはどうかと思います。その辺どうですか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの質問でございます。

当然コンテナに入れる中の物というんですか、また、ずっと入れておくわけじゃありませんので、入れられた方々にどれぐらいの期間を保管できるとか、そういう部分の要綱も当然つくる必要があろうかなと思います。当然、その中でその保管庫を防災・防犯上、害のならないというんですか、迷惑のかからないような当然施策も講じていく必要があろうかなと、そのように思っております。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

笠置にはイラストレーターを目指して勉強されている若い方もおられます。そういう方の力もかりて、その裏面に笠置ならではのそういうものを描いていただく、そういうものも私は一つのアイデアかなと思います。そういうことを提案しておきます。

今、町は、朝からも出ておりました国に提出する5年間かけて総合戦略を、創生委員会を通じて練っておられます。11月末に提出するとお聞きをしました。あと2カ月しかありません。委員会もまだ3回しか開催できていませんし、それまでにあと一、二回しか開けないのではないのでしょうか。私が気がかりなのは、町民の皆さんの盛り上がり正直乏しいことです。基本は27年度中に提出することとなっておりますが、たくさんの自治体11月中に提出されるのは交付税の上乗せがあるからだだと思います。これを目当てに急いで、中身の乏しい戦略では意味がありません。私は急がないで、広報や防災無線などを通じ、町民の皆さんの機運を高め、いろんな御意見をくみ上げる必要があるかと思えます。11月中にとらわれずじっくり考えるのも必要かと思うんですが、その辺どのようにお考えですか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの西村議員の質問に答弁させていただきます。

町民の意見の声を聞くということについては、先ほど町長も申し上げましたとおり、ある一定中間案が出た段階で、何らかの形でパブリックコメントをやるということをおられました。我々事務方としましても、担当者同士の集まりの中で、10月2日の創生委員会にある一定中間案を提案させていただいた中で、その委員からの意見をまとめた中で住民からの声を反映させていけたらいいかなというぐあいに考えております。

それと、策定期期でございます。それは朝からも総務財政課長も申し上げましたとおり、できるならば12月の初旬までには策定した中で提出したいと考えております。笠置町は急いでやって交付金の上乗せをもらう、そういう意味ではやっておきませんので、ある一定、

3回、4回、5回、合計5回ぐらいの創生委員会の中で、決していけばいいかなと思っております。創生委員会の会議の場でも申し上げましたとおり、ただ策定で終わったからやめるんじゃないし、PDCAサイクルという部分でございます。当然やった部分の検証も創生委員会の中でも諮っていく必要もあろうかと思っておりますので、その辺を十分皆様方と協議した中で、できるならばいいものをつくっていきたいと、そのように考えているところでございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 参与の言われることもわかります。10月2日に中間案が出ていて、それからパブリックコメントなどを開いて意見を聞いていく、それにしては1カ月ほどしかないわけで、その間で果たして町民の多くの方々の意見をくみ上げられるか、私は疑問に思います。私はこういう機会に一人でも多くの方が町の創生やまちづくりについて考えていただく、こういうことが一番、こういうことも問われる、こういうことも大事だと私は思うんですよ。だから、こういう機会を通じて、そういう機運を高めていく、そういうこともぜひとも大事にしてほしい、そういう意味を込めて私は言っております。11月の末じゃなくて、3月に提出すること、何か問題があるんですか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの質問でございます。

3月に策定して問題あるのかなのかという御質問でございます。差し当たって言うならば、ないとは言いきれません。というのは、やっぱり予算等の関係もございまして。というのは、28年度から国の予算がついて、また、笠置町でも地方創生に向けての単費も考えていかなければなりませんので、総務課長もその辺も財政の部分からも考慮して12月までに決めたいということは、来年が骨格予算になるかもわかりませんが、ある一定28年度の予算は肉づけできるところまでは財政としてはやっておきたい。

それと、12月に通常でしたら国の予算が、骨格が出ます。よって、それに基づいた中で町の予算も組んでいかなければならないということもございまして。そこで、西村議員がおっしゃった1カ月ぐらいでほんまの町民の声が聞けるのかということもございまして。確かにそうかもわかりませんが、ただ、午前中も話がありましたとおり、6番議員の西岡議員のほうにある方がこういうことをやったらどうかと、そういうことも言っておられる方もおられます。もし、町民の方でほんまに笠置町のそういう部分で意見等をお持ちでしたら、議員さん通じてでも、また直接でも笠置町のほうにそういうことを持ってきていただくとす

るならそれはまた意見として拝聴できるのかなと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） わかりました。できるだけそういう皆さんの声をくみ上げる、そういう体制をつくっていただきたいと思います。

次に移ります。

耕作されていない土地の対策も創生において大きな課題であり、欠かせないものであります。私は議員にならせていただいた最初の質問で、切山地区の耕作されていない土地の再生は大きな活性につながると質問をさせていただきました。例として、薬草はどうですかとも提案させていただきました。例はともかくとして、今もその思いは変わりません。国や府は耕作されていない土地を集めて企業に貸し出す、府が設置されている農地バンク制度があります。この制度を利用し、土地の所有者がバンク登録され、企業に貸し出し、再生を図っていく、こういう取り組み、町が率先してされるべきと思いますが、どうでしょうか。具体的には、今、町長が進められておりますワイナリー計画があります。企業は全面柵をする、土壌の改良もする、今の棚田の状態でも再生いただくと言っておられるとお聞きをします。何を差しおいても土地の所有者の方のお考えが一番優先され尊重されるべきですが、私は非常にありがたい話だと思います。ぜひ進めていただきたいと私は思っております。譲渡をされて、仲介や制度の説明など汗を流され進めていただきたく思っております。現状を含めてどうなっているかお聞きします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 西村議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、まず、切山地域の荒廃した農地をどのように有効に利用していくかということであり、これには、荒廃農地の有効利用ということで、農業委員会等においてもいろいろ検討をいただいていた経緯がございます。具体的にはそこに何をしようかと、例えばブドウを植えてワイナリーの計画を進めようか、あるいは以前ありました梅の植栽をさらに進めていこうかと、いろんな具体的な方法があるわけがございます。話がいろいろと地元を含めてございました。

しかし、今はやはり笠置町において、その遊んでいる土地をいかに有効に利用していくかという、このところ、資源のない笠置町にとって本当に有効な資源の一つになってくるであろうと私は考えております。そういったことも含めて、今は中間管理機構、京都府の出先の機関でございますが、この中間管理機構にも一枚加わっていただいた上で、農地所有者

と業者の方との橋渡しをやっていただいているという状況にあります。当然、笠置町もその話を進めるべくいろいろと協議を行っているというところでございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 先ほど言いましたように、この話はすごくありがたい話だと私は承っております。今申しましたように農地バンクにとにかく登録していただく、そこから始まると思いますので、そこら辺また行政としてお願いをしておきます。

次に、定住自立圏の質問ですけれども、大倉議員が今されましたので省きます。私、この話を聞いてすぐに頭にめぐりましたのは、堀町長が連合長をされているときに、連合のバスはまだまだ乗れると発言をされていました。これはまだまだ3カ町村で連携してやっていけることがあると言われていたことと私は思います。

今回、村が伊賀市と定住自立圏を目指されることで、これからの東部連合の位置づけといえますか、あり方というのが少し変化が起こるのではないかと私は思うんですが、行政としてこの辺はどのようにお考えですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 今、東部3カ町村でやっております広域連合と、定住自立圏とは、全く違うものであると思います。ただ、進む方向が3カ町村一緒であるとするならば、例えばごみの焼却を伊賀市でお願いするとするならば、3町そろって定住自立圏に参加する必要があるであろうと、しかし、現在の状況というのは、東部3カ町村、連合を組み合わせながら一つの事業をやっているわけでありまして。ただ、そのごみの問題にしましてもあと3年間の話でありますので、これからはやっぱり急いでいく必要があるであろうと。しかし、東部連合の一番の目玉は、私は教育委員会であると思います。その教育委員会までもが定住自立圏の話に乗っていくということにはなり得ないだろうと、そういうことを考えながら定住自立圏は定住自立圏、連合は連合、あるいは相楽郡内でやっております消防ですとか、病院ですとか、連携、一組という一部事務組合のそういった事業とは全く別のものであるという解釈を私はしております。

ただ、その中で連携するその定住自立圏というのは、中心都市から隣接する市町村の中でいろいろ事業を共同で進めていくという1対1の話し合いの中で進めていくという、そういった構想も事実あるのはございますし、そういった方向で住民の皆さんが利益をこうむるとするならば、私はその方向に進むべきであろうと思います。

しかし、そういったことも含めて、これからやはり慎重に物事というのは判断していかな

ければならない時代に来たのではないかなと、そんなふうに思います。定住自立圏の話につきましてはもっともっと勉強する必要があると思いますので、また今後の宿題とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 笠置は伊賀市のその定住自立圏構想の中の枠組みには、私は制度があつて加入できないとは理解しております。笠置から伊賀市に通学・通勤者の全体の1割を超えていなければそういう定住自立圏の圏内には入れない、そういうような制度が私はあると知りおきますので、それは無理かと思ひます。今、私が心配するのは、教育の部分は独立しておりますけれども、観光とか医療とかそういう面で、南山城さんが向こうに重きを置いていられる、そういうことがあつては笠置にとって困るなど、そういう心配をして、私はこういう質問をさせていただきました。

創生について、最後にお聞きをします。

私は地方創生の出発点は、今住んでおられる町民の皆様の暮らし向きが少しでもよくなり、住みやすいまちやと実感していただく施策が始まるといつも思っております。箱物やハード面が至れり尽くせりでもなくて、健康寿命が高くお互いさまというきずなのつながりの深いまちづくりこそが創生の原点と考えます。

そういう中で、元気な高齢者の方々がいつまでも社会参加していただく仕組みづくりがいろんな面で相乗効果があると私は考えております。御意見をお聞きします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 西村議員の質問でございますが、高齢者の社会参加こそがやはりこれからの笠置のまちづくりに重要ではないかという御質問であつたと思ひます。私もそのように思ひます。ただ、高齢者の方に御協力いただくにはやっぱりそれなりの福祉の充実、やっぱりこれからの社会参加をいただく高齢者の、このつくるがための福祉関係の充実、もうこれがまず先立ってくるのではないかなという思ひでおります。

そういったところで、やはり我々も高齢者の一人でもあります。できるだけ社会参加をしながらやっぱりよりよい笠置町をつくり上げていきたいという気持ちは私どももございすが、問題はやっぱり身体的なものが今後出てくるのではないだろうかと思ひます。そういった面ではやっぱり福祉の充実が先に立つべきであろうと思ひますので、この健康寿命を高めるための社会福祉の充実から、それからまず高齢者の社会参加というのを願ひすべきではないかなとも考えます。いろんな方法がありましたら、また教えていただきたいと思ひます。

以上です。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 平均寿命は延びておりますけれども、健康寿命は延びてはおりません。

この健康寿命を高めるためにいろんな施策をお願いしたいわけですが、健康寿命が高まるということは元気なお年寄りがいつまでも頑張っていていただくことになりますので、それが全ての面に波及していきます。ぜひともこういう面に力を入れていただきたいと思います。

次に、避難訓練と要支援者対策についてお聞きをします。

先にまず、先日、関東、東北を襲った豪雨で鬼怒川は決壊し、多数の方々が亡くなられ、たくさんの方が被災に遭われました。心から御冥福とお見舞いを申し上げる次第でございます。

住民の方からこの川はおとなしい川で氾濫するとは思ってもいなかったと言っておられます。想定外の災害は、いつどのような形で起こるかわかりません。常に意識を持ち日常の備えが必要です。意識を持つことの中で、今まで経験した災害をも啓発、発信することも重要かと思えます。

今回、町民の方から提供を受けました昭和61年7月21日に町を襲った局地豪雨のときの特別号外です。皆さんまだ記憶に新しいわけですが知らない世代もあり、風化させないためにも9月の防災週間などに、この件も含め今まで町を襲った風水害の記録を振興会館、笠置会館、学校などに展示され、啓発、発信させることが重要かと思えますが、その辺どのようにお考えですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

西村議員の今の御質問ですが、私も役場に入ってすぐぐらいの年の災害でして、今、それ以降に入ってきている職員については大きな災害、それ以降なかなか起こっておりませんので、職員自体も記憶にない、ましてや町外の職員もふえていることからあるかと思えます。

ただ、61年の災害、それからそれ以前の災害につきましても、職員の中では意識はまだ話をしたり、持ってくれていると思っております。町民さんにとということになりますと、そういうことも何も展示しておりませんでしたので、ちょっと検討なりさせてもらいたいと思えます。

府のほうでは、28年水害のちょっと写真展示なりをされていたということもありましたので、ちょっと今後の宿題ということでお伺いさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 展示されるときは、防災グッズや非常持ち出し袋、第1次、第2次分もあわせて整備されて展示して参考にされる、そういうことも考えていただきたいと思います。

防災意識を高めるために避難訓練は、防災訓練は欠かせません。今まではデイサービスなどの部分で実施をされてきておられますが、今回11月にすると先ほど言われました。想定は地震が起きた想定ですと言われました。町全体でされるのかどうかをお聞きしたいのと、地震を想定された場合、避難訓練、消火訓練、救出訓練、救護訓練、搬出訓練も必要となってきます。そういう点も十分考慮して計画をされておりますか、お聞きをします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

西村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、地震が発生したという放送、町内に入れます、入れる予定です。今までもエリアメールというものがありまして、それをちょっと町としては活用してなかったんですけれども、そういうものを入れていくというところでしております。地震ですのでもまず家でどういう避難、自宅でどういう避難ができるかというところをそれぞれおうちのほうでやっていただいってから避難場所までの経路の確認等をしていただきたいというところなんです。おっしゃったように救出訓練等もありますが、今後ちょっと消防団さんのほうとも協議、消防署のほうとも話を詰めさせていただいた中で、細かい内容は検討、決めていきたいと思っています。今はまだその何時にどうやというところまではまだ決まっておらずで、日程と内容を、大まかな内容は決めたというところにとどまっているというところなんです。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 町全体ですか、そういうこともまだ決まっていないということで理解していいんですね。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

町全体に防災無線を流すということですので、住民の方には参加はしていただけるかなと思います。ただ、全ての方が、例えば産業振興会館を避難場所としてそちらに避難していただくということではなく、まず、各地区の集会所なり自宅で行っていただくというところをまず第一弾としています。そこから産業振興会館までという、全員となるとそれはちょっと無理な話ですので、そこからは例えば消防団の方が何名か連れて産業振興会館に行ってい

ただ、産業会館のほうでは避難所の受け入れの態勢、例えば受け付けの名簿だったり、さつき午前中にもありましたボランティアセンターがどうなるのかということも含めてちょっと考えていきたいなということしております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4 番（西村典夫君） 今回行われます防災訓練には、要支援者の方も含め実施をするというのが私は前提になると思うんですが、そういうことを考えておられるんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

要支援者の方だけということにはなりませんけれども、昨年行いましたデイサービスでの避難とか、車椅子の方とかということも想定できますので、それについては今後参加いただける方もあるかと思っておりますので、ちょっと中身についてはこれから検討させていただきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4 番（西村典夫君） 防災訓練、一番大事なものは、やはり要支援者の方々へのことですよ。このことをやっぱり優先されて考えていただきたい、そのようにお願いします。

私は今まで何回も要支援者の方々への援助体制づくりについて質問させていただいてまいりました。今回、一区切り、総まとめとしてお聞きをします。

災害対策基本法は、東日本大震災を踏まえ新たに法整備をされました。東日本大震災の被災地全体の中で亡くなられた人は65歳以上の方が6割を超え、また障害者の方の死亡率は健常者の方に比べ2倍にも及んだ。また、危険をも省みず、勇敢に救出すべく行動され、みずからの命を絶たれた消防団員の方が281人、民生児童委員の方が56人にも及びました。私たちはこういうことを踏まえ、命さえかけられた人たちの思いに応えるために、こういう体制をつくり上げる使命があると私は思っています。

要支援者体制をつくるのに、国は避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組みとして、国は自治体に指針を出しております。初めに要支援者の名簿をつくってください。次に、それらの方々に行政が個別に訪問する、または郵送で、日常的に個人の情報を開示していいか確認してください。同意されなかった方は例外として災害時のとき、また起こりそうなとき、町条例で例外を認めたとき、また個人情報保護審査会の審査を経たときに同意されなかった方もできるとあります。次に、行政が中心となり消防団、民生委員の方々、関係団体等、一人一人の支援体制をつくってくださいと国は指導されております。何もかも行政任せでは

いけません、前には進めないんです。

名簿はでき上がっていることを確認させていただいております。次の同意を得る作業、これは行政しかできないことであります。何回も作業を始めていただくことを要望しております。これがなければ前には進めないんです。お考えをお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの西村議員の要避難者行動指針なり、計画なりの御質問についてでございます。

まず、議員おっしゃられていました災害対策基本法に基づいて画期的な要配慮者名簿を笠置町では手挙げ方式ではなしに、公開させていただいていると、先ほど議員おっしゃられた要支援者の同意を得るというのは、基本的には手挙げ方式の町村を対象にしているわけですし、笠置町については既に対外的に、あるいは共有できる名簿というのは手挙げじゃなしに、基本情報はもうこれだけ小さな面積で、危険特別警戒区域がもうそこかしこにあるような中で、最低限の組織の中で共有させていただくという方式を皆さんの御理解を得て、画期的なことで共有させていただいてますんで、改めて同意を得て名簿を整備するということは想定していません。行政の限界はそこまでです。

避難行動支援につきましては、具体的に少々申しますと、本年度と来年度で補正予算のときに審議いただきました福祉計画、地域福祉計画が係になるかと思えます。先端例では、確かに議員おっしゃられたように、あそこの家に避難指示が出た場合は、この人が助けに行き、この人が確認に行きというふうな個別な計画まで想定されているように今お聞きしましたが、笠置町ではその段階には至ってないのも事実です。ただ、平常時も含めてそういうふうな係になるような仕組みづくりはもう既にしております。見守り合って安全を確保するというふうな平常時がメインなんですけれども、社協がやっただけのきずなネットワークづくりもそうです。それもそうなんですけれども、避難指示が出た場合の確認なんかになるとやはりちょっと意味合いが違ってくるんで、そういう体制も見据えてこれからそういうことも必要かなと考えております。

ただ、それを待っていて、それまでに起こったらどうなるんやというふうなことに关しましては、やはりそこは行政としては今できる範囲で、名簿を提供させていただいているんで、その提供させていただいた中でやはりこれから協議がかかるような、煮詰めていっていただきたいと、各地区なり、民生委員さんについてはその都度啓発はさせていただくんですが、議員の皆様におかれましてはやはりそういう議論を高めて、各地区で高めていただいて、そ

れまでの間、何とかカバーできるような体制に御協力いただければなど考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 今回、その名簿を区に対して解除されました。解除されたのは区だけですか、ほかにもあるんでしょうか。そして、その提供を受けたその名簿、課長の答弁でしたら、それ区とか関係団体で勝手にあけて勝手に使っていていい、そういう答弁の中身だったと思うんですが、そう理解していいんですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問でございますが、いや、もうその大前提があるんです。要支援者名簿を共有できるところは必要最低限の組織ということで、今現在、私の課の所属する民生児童委員、それから社会福祉協議会、それから総務課については自治会と消防団というのがメインになってきますんで、総務課の所管については総務課の考え方で共有をお願いしているところなんですけれども、その名簿の使用についてはやはりこの目的以外には使用しないという大前提がございます。それで総務課の判断で各区長さんに名簿は行っております。その名簿の活用については、その大前提を基本にまずはその役員さんあたりに、実質そうなるかと思えます。そういう中でお話しただいて、認識を高めていただければということで申し上げたところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 大前提を守るということは当然の話であります。今、課長の話をお聞きしますと、その限られたその人だけ解除する、そういう中で取り組みしなさい、それでは広がりがないわけですね。一人一人の、本当の個人個人の救護体制をつくっていかうと思えば、こういう段階では私は取り組みは難しいと思えますよ。だから、もうやっぱり初めに、私は何条やったかな、49条11の第29条に、同意を得てそういう人から取り組みをしなさい、そういうことを明記してありますよ。だから、広範にこういうことを進めていかうとするならば、やはり国の指針にのっとったそういう同意を得た人から一人一人、関係団体、いろんな団体の方でオープンにして取り組んでいく、そういう姿しか私はつくれない、私はそう思いますよ。その辺、課長どうですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

繰り返しになりますが、同意を得てというのは平常時でも名簿を共有してもいいですよというふうな本人の同意になると思います。それと同等のことを今既に名簿として公開しているんで、その目的以外に使用しないという大前提の中でもうそれは了解を得させていただいていると考えております。ただし、やはりプライバシーの問題もございますのでむやみな公開は避けていこうと、必要最小限にとどめようというのが今の姿勢でございます。

議員がおっしゃられるような避難計画を、まだ行政主導というところまではなかなか至ってはおりませんが、2カ年かけて地域福祉計画という中でどこまでできるかわかりませんが、やってみますが、それまでの間はやはりそれを有効に地域の中で活用させていただいて、ある地域では例えば組長さんなり、民生委員さんを交えて一緒にその避難計画を先行してつくってみようかというような話もあっても私はおかしくないと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） ちょっと課長の言われること、十分に理解できないで困っておるわけですが、私、区としてもそういう体制をつくっていきたい、その思いでいっぱいしております。ちょっと譲って、そういう場に担当職員が来ていただいて、この名簿はこういうことに活用してください、これはだめです、そういう指導を得ながらつくっていく、そういうことで理解していいですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

名簿の情報を共有するということと、それから本人の同意を得ているという中での話については、やはりプライバシー、個人情報保護というのがどうしてもかんできます。それで、目的上の使用に限って使えば、それはもういわゆる免責というのがあります。これはプライバシーの侵害じゃないというたてつけになっています。ただし、その知らなくてもいい人がその目的以外に簡単に使った場合なんかは、やはりこれは民事訴訟法上、免責は免れないということで、名簿の公開のときには留意をお願いしますということをお願いしています。公開する限りはやはり公開された方もやはりその認識を高めていただくというのは当然の話でございます。そういうところはあるにしても、今議員さんがおっしゃられた形の利用の仕方というのは、私どもとしては当然あると考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） まだ理解できないところあるんですけれども、また改めて課長にお聞き

したいと思います。

介護保険制度が8月から変わりました。利用者にとっては改悪ですが、今までのように軽い負担で手厚い給付を求める発想は無理が生じるのは間違いなく、お互いを支え合う精神が求められていきます。

今回の制度改正によって、サービスを受ける負担の割合が所得によって変わりました。基本、年金収入280万円以上の方は1割から2割になりました。これを周知されるのに、負担割合書を送付されたと思います。各地で例外措置もありますので、何で私が2割になるのか、使い方はわからない、紛失したのか送付されたことが確認できないなど混乱した事態も起きたと報告をされております。

笠置の場合、特に認知症の方などの間でもスムーズに移行できたのでしょうか。また、この制度によって1割から2割の負担になった方、おられますか、あわせてお聞きをします。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

国の制度でございますので、笠置町においてもやはり保険給付というのは5から10%、年々増加しております。そういう中で、保険料が自治体で決められる制度でございますので、給付費を抑えていくというのはやはり命題ではなかろうかと思えます。

先ほど御質問あった笠置町においては、受給者が約160名弱ございまして、そのうち十数人該当されました。当然やはり制度としては初めてのことでございますので、若干名なかなか納得できないという方は、当然電話等々で面談もありましたが、説明により御理解いただいたところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 問い合わせがあったけれども理解をしていただいた、そういう答弁いただきました。

今まで利用料が1万円だったのが2万円に倍になることで、大きな痛手であります。このためサービスを受ける回数を減らされたり、重度化を招く、また家族介護の負担が増すといったように悪循環に陥ることも考えられます。こういうことのないように、このようなことになることを行政はどのようにお考えですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問でございますが、やはり給付と負担の関係になってこようかと思えます。

どこまでその負担が受け入れられていくのかというふうなところが給付の制限につながってくるんだと考えております。先ほどの質問だけではなかなか答弁難しいんですが、その辺のバランスはやはり厳密に考えて、それから町のその施設の運営のあり方もございます。適正化という面もございます。その辺も十分配慮しながら見きわめていきたい、いかなければならないのかなと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） もう1点、施設に入所されておられる所得の低い人に対して、居住費や食費の負担を軽くする補足給付がありました。入所しておられる7割の方がこれを利用されていると聞いております。これも8月から資産要件が導入されました。厳しい書類提出が義務づけられました。今までは、本人が住民税非課税であれば給付を受けられましたが、配偶者が課税されていたり、夫婦で預貯金が2,000万円以上なら受けられなくなりました。預金通帳コピー等、銀行などへの照会同意書を配偶者も含め提出を義務づけられました。申請がややこしい、また、配偶者の同意が得られないので申請ができないケースも生じているとお聞きをします。笠置の場合、問題なくクリアできたのでしょうか、お聞きします。

配偶者との関係が良好でなく、DVを受けていたり、家族間のあつれきを広げたりするおそれもありますから、預貯金のコピーの提出を受けなくても介護保険法で銀行などへの報告を求められる権限は町に与えられていますから、この権限を利用して、申請を簡素化を図られる、そういうこともできないのでしょうか、あわせてお聞きをします。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

今、補足給付の関係でございます。入所中の食費と居住費の割引の関係でございますが、やはりこれも給付と負担の関係になってこようかと思っております。今の保険料の上昇を抑えようと思えば、やはり資産の持っておられる方、あるいは一定やっぱり夫婦の中で負担能力が多少ある方については、多少の負担をお願いするというふうなことは笠置で大体その四十数名のうち8割程度がもう該当しました。補足給付については該当しまして、それから、申請されてない方もございますので、もう私のところはもう申請しても無駄やというふうなこともございますので、四十数名のうちもう三十数名補足給付の申請をされております。その中の判断をさせていただいて、その決定通知をさせていただいたところでございます。

その預貯金のコピーなんですけれども、私どもの知る範囲ではやはりその申請時に本人の同意書を得る方式で対応しております。介護保険法のもと法でその銀行照会できるというよ

うな認識は、私の勉強不足かわかりませんが、今その本人の同意書をもらわなくてできると
いうふうな認識は持ってございません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 次に、保険料滞納ペナルティーについてお聞きをします。

笠置町でも25年度決算において330万円の不納欠損をされ105万円ほどの滞納が生じております。介護保険法では、滞納が1年以上になると一旦サービス費用の全額を負担し、後から払い戻しを受ける償還払いになり、1年半以上では滞納分の保険料を納めるまで払い戻しがとめられます。2年以上では利用者の負担が1割から3割に引き上げられます。制度ではこうなっておりますが、最終的な処分は自治体で決めるとなっております。笠置の現況はどのようになっておるんですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

笠置町で介護保険の決算額で、滞納で107万円ほど計上させていただいて、その方が給付制限を受けられているかどうかという現状だけを申しますと、その方々は受給者じゃございません。いわゆるその給付制限対象者ではないというふうな現状でございます。過去もそういう形で推移しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 今はそういう現実はないと答弁をいただきました。将来的には不透明さもありますが、機械的に線引きされて適用されていくのではなくて、分納に応じたり、減免に応じたりして、そういう配慮を私はお願いをしておきます。

問題は、介護保険が非常に高いことです。制度が始まった2000年では、平均2,900円、今では5,500円と倍近くになっております。給付費が上がり続け、個人負担が上がり続ける状況ですが、負担には限界があります。次の保険料改定を思えば公的保険の存在が問われる状況になると私は思います。待ったなしでの町としてどのような施策を展開されて、保険料を抑制されていこうとされているのか、お聞きをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

介護保険料、本当に一般的には高いと私も思います。それを持続可能な制度にするために、今いろんなその制度改正がされております。27年度に今見直しましたので、5年後に再度改定が予定されます。それをどのように運営していくかというふうなところでございますが、

やっぱり一番には予防事業が上げられるのではないかなと思います。健康づくり事業。限られた財源でございますので、やはり子育て医療費のときに御審議いただいたような、いわゆるやはり何かを辛抱して健康づくり事業に充てようかと、そういうふうな形で事業化というんですか、できれば理想的かなというふうに思っています。

それから、やはり保険料を納めるためには給付の適正化も必要だと考えます。やはり至れり尽くせりというのは当然なんです、やはりちょっと自立できる方についてはここはサービスはちょっと我慢して自分で頑張ってみようかとか、在宅で頑張ってみようかとか、そういうふうな制度も悪い面ばかりじゃなしにいい面もあると思います。その辺の見きわめを今度移行する総合事業自身がそういう観点にも立てるというのもありますけれども、そういうことも必要かなと思います。

それから、保険料の今回させていただきましたが、多段階化というのはやはりちょっと資産のある方については非常に御負担いただいていると思います。下のほう、下というか低所得者の方についてはそれなりに京都府下では大体中クラスの標準額を持っておりませんが、高所得者の方についてはかなりやはり高い保険料をお願いしているというのが笠置町の現状でございます。そういうことで何とか今の介護制度が運営できているのかなというふうに思います。今後さらにその多段階化というのも必要が生じてくるんじゃないかなと思います。

それから、これはもう一般的ですが、国保とかも一緒でございますが、的な軽減対策については一般財源のほうから給付を願っているところでございまして、これの強化についてもあわせてやるべきだと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 時間が残り少なくなってきました。次へ行きます。

最後に、要支援1・2の方が介護サービスから外され総合事業に移行されます。いつから予定されておりますか、何人おられますか。そういう方々に対する総合事業でのサービスの受け皿、どのように考えておられますか。それに、単純に考えまして、介護サービスから外されるとなると要支援1・2の方は、第2次軽度生活援助事業のようなものを受けられることと私はなと思うんですが、そういうことになると要支援1・2の認定を受ける意味は何なんでしょうか。3点お聞きします。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

まず1点目、総合事業の移行時期でございますが、これは一般的に総合事業、総合事業と

言われますけれども、笠置町ではこの27年、ことしの3月に議会提案させていただいた介護保険条例の中で、附則の第6条で規定してございます。その規定の中では、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとするというふうなことで規定させていただいてまして、これは上位法がございまして、そのリミットが平成29年4月までですということですので、また条例改正なり、定める日の新たな条例制定なりをさせていただきます。後ろのほうはもう29年4月からこの事業移行は決まっております。それまでには必ずするという事になっています。

それに先立ちまして、総合事業に先立ちまして、その第6条の2項から4項まで3つの事業、認知症対策事業とか、生活支援事業とかいろいろございます。それにつきましては、一定その生活支援コーディネーターというのが、この事業の核を握るものだというふうなことが徐々にわかってきましたので、その事業をできれば先行して28年の4月に来年度の当初予算で組めるかなというふうな今の状況を考えております。

それから、第2点目の要支援者の受け皿でございますが、当然この29年4月までには一定いろいろな施設なり、事業所なりと契約をしなければなりません。その単価設定についても同じようです。

それで、その施設を受けるに当たっての要支援、今までの要支援は施設を受けられる方と、それからその施設じゃなしにその生活支援のほうに回られる方、それでそれはどこで分かれるんやというふうなところは、今までの認定を受けられている方については判断します。この方はやはり施設が必要やという方は続けて施設に入っていただきます。ややちょっと日常生活のサポートで何とか過ごしていただけるという方については施設以外のところを受け皿としてつくります。その認定の受けやんなんかどうかというのについては、今私の記憶するところではチェックリストというのが新たに導入されて、それまでに認定を受けられる方については、最長その要支援については1年間の期間でございますので、何ぼ長くても30年の4月までにはその期間が終わりますので、30年4月からはもう必然的に100%の方が総合事業に移行するというような制度設計になってございますので、29年4月時点で認定を受けられている方についてはそのまま施設利用というのがメインになってこようかと思えます。新たにその要支援の方についてはチェックリストというふうな手法を用いまして、その施設を受けやんなんという判断もできますし、生活支援のほうに回っていただくというふうな判断もございます。そういう制度を考えております。

それから、もう1点はちょっと聞き漏らしたんで申しわけないですが、再度御質問いただ

ければありがたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 質問したのは、要支援1・2の認定を受ける意味は存在するのかいうお聞きしました。もうそれはいいです。

その受け皿として、私はお元気な高齢者の方々を中心に、町民登録協力会員制度をつくられて、その方々に洗濯や調理、掃除、買い物などの生活支援をしていただき、その内容によってポイントももらっていただいて、ポイントは施設利用の優遇などに使っていただく、そのような仕組みを私は提案をいたします。先ほど来言っておりますけれども、高齢者の方々がいつまでも社会参加していただくこと、健康寿命が高まり全ての面で相乗効果があらわれます。こういう面で私は活躍をしていただきたいと思います。市町村の財政事業で総合事業の差が出てきます。有利なところへと人口の移動まで考えられます。悲しいことだと私は思います。笠置ではお金をかけなくても人のつながりやきずなを強め、思いやりあふれる総合事業を私は展開していただきたいと思います。

最後に、いこいの館について少しだけお聞きします。

この件に関し、同僚議員からいろんな質問が出されておりました。私は前向きな質問をさせていただきたいと思います。

今回、町が有限会社わかさぎに管理委託され、わかさぎが食の部分は土埃に、入浴部分はコモンズにされました。このような形態は初めてであります。この形態に至るまで特別委員会などでいろんな議論がありましたが、こう決定した以上、いこいの館は笠置の財産でもあり、なくてはならない存在であります。行政、わかさぎ、議会、力を合わせて盛り立てていかなければならないと私は思っております。

細かいことは抜きにして、特に、わかさぎ、土埃、コモンズの3つが信頼関係をつくり上げること、情報交換を常にしていただく必要があります。当然わかさぎもそうありますが、土埃、コモンズさんも集客に最大限の努力をされると言われております。その努力の方向性は同じであるべきですので、絶えず意見交換、情報交換をされる、そういう場の設定が必要だと私は思います。町長のお考えをお聞きします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） いこいの館の運営につきまして、三者のいろいろ協議が必要であろうという話は以前から西村議員からもお聞きをいたしておりましたし、今回の業者がやはり2つが3つになったということで、それぞれやはり協力し合おうという気持ちは非常に業者間で

は強いように思いますし、私もそのことは大事かと思えます。これからそれぞれやっぱり意見を持ち合いながら集客に、そして営業の努力をしてまいりたい、そんなふうに思います。よろしく願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 先ほど課長のほうから8月の入館数を教えていただきましたが、多い月も少ない月もあるわけでありましてけれども、わかさぎ、コモンズ、土埃で、月間の入館数の目標を立てて努力されていく、このようなことが必要であります。そして、達成できなかった月は原因を探り、次に活かしていく、こういうことが非常に大事だと思います。この辺もそういうところで議論していただきたいと思えます。

今の現況はコモンズさんが支配人になっておられますが、やはりわかさぎがコモンズ、土埃さんを指導していく立場にあり、また全館の管理の掌握もわかさぎがするのが妥当だと考えます。わかさぎにやっぱりチーフのような立場の人、私は必要であると思えるんですけども、町長はどのようにお考えですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 西村議員おっしゃるように、あるにこしたことはないと思えます。しかし、それぞれの部門で今努力をするという決意をいただいておりますので、私自身はやはり、コモンズはコモンズ、風呂の集客に、そしてそれといかに上の食堂部門をマッチングさせていくかという、そういったことについてはやっぱり双方協議をいただくと、当然私もその中にこれから入っていくだろうと思えます。これから入っていくかなければならないと思えますので、その辺のところは三者で協議をしてまいりたい。ただ、その日のいわゆる現場の責任者と申しますか、そういったことについてはやはりフロントにいる者がそのいろんな事情をつかんだ上で報告をいただくということになってこようかと思えます。

議長（杉岡義信君） これで西村典夫君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第2、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

議長（杉岡義信君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成27年9月第3回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後3時04分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 杉 岡 義 信

署名議員 向 出 健

署名議員 大 倉 博